

4日目 (12月7日)

第4回福生市議会定例会会議録（第20号）

平成19年12月7日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	副市長	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部長	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸 宏君
監査委員事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局次長	吉野 栄喜君	議会事務局次長	藤田 充君	次長補佐兼議事係長	大内 博之君
臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第4回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 12月7日（金）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第76号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第77号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する
条例
- 日程第4 議案第78号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第79号 福生市役所庁舎駐車場条例
- 日程第6 議案第80号 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道
使用料徴収事務の委託について
- 日程第7 議案第81号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第82号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第83号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 防災行政無線施設改良工事請負契約について
- 日程第11 陳情第19-7号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関
する陳情書
- 日程第12 陳情第19-8号 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する
陳情書
- 日程第13 陳情第19-9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関す
る陳情書
- 日程第14 陳情第19-10号 福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第4回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいただきます。

（吉野議会事務局長報告）

1 陳情書の受理について（陳情第19-10号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

本日の日程でございますが、新たに陳情1件が提出されております。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成させていただきました。

また、新たに提出されました陳情1件につきましては、日程第14として編成をさせていただきます。

それから、新たに提出されました陳情の取り扱いでございますが、陳情1件につきましては、別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。まず、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君質問席着席）

○11番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。10項目です。

2001年からことしまでに税と保険料の合計負担が3倍、4倍になった生活ぎりの高齢者の現状を訴えた日本共産党の国会での質問に対し、財源には限りがある、共生の理念でやっていかなければいけないと負担増を正当化する福田首相の答弁でした。その一方で、空前の利益を上げてバブル期より2倍増の経常利益を上げる大企業には13兆9000億円から13兆7000億円に逆に減税をしています。日本共産

党が続けて10年前の法人税率の水準に戻すだけで5兆円もの財源が出てくるとの質問をしましたが、国際競争をしていく企業の立場も考え、国民生活とのバランスを考えると明確な答弁を避けたのが11月10の国会での福田首相答弁でした。野澤市長が後年度に負担を先送りしないとの発言をされるがありますが、何となく重なって聞こえてくるものがありました。

地方自治法第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉を増進することを図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。また同じ2項の後段では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分発揮されるようにしなければならないと国が地方公共団体の自主性、自立性をさまざまな形で支援するよう義務付けています。

しかし、自民党、公明党政治は地方自治体に仕事は押しつけるが、財政的には少しだけしか配分しない。財政が苦しいからとの理由で押し切っているというのが現状です。そればかりか地域住民の生活、安心を守るという基本的な要求のもと、山口県岩国市では空母艦載機部隊移転だけは許せないという住民投票での圧倒的な意志が示されたのに対し、米軍再編強化への反対は許さないと国は建設中の市庁舎補助金を3年目にしてカットするという信じられない仕打ちでこたえました。アメとムチで市民を押しえつけようというのです。

新たに創設された再編交付金でも、米陸軍第1軍団司令部が米本国から移転してくるキャンプ座間を抱える相模原市に1億5600万円を交付する一方、計画に反対している座間市は交付対象から外されました。空母艦載機の岩国基地への移転についても反対する岩国市には交付されず、周辺3市町に計2億4900万円配分することになりました。

米軍再編は国の安全保障と地域住民の安全、安心、これをいかに調整するか、バランスを取るかの問題と基地容認の方でも言われています。お金、圧力で左右すべき問題ではない。私たちは豊かで安心して、本当に平和で暮らせる平穏な生活を望んでいます。そのためには一人一人が自由に生き方を決め、まちの未来を選択できる真の民主主義の仕組みが必要と考えます。

また、小泉内閣以降、海外で戦争ができる国づくりと直結した形で海外派兵型装備の調達を進め、そこに政、軍、財の癒着が生まれています。年間約2兆円に上る防衛省の装備品調達を巡る疑惑の一端です。疑惑の徹底解明と、防衛行政、予算、政策そのものの総点検が求められています。自民、公明、民主など各党の国防族でつくる安全保障協議会が米軍事企業のボーイング社などとミサイル防衛関連兵器を巡り頻繁に会合していたことが12月2日明らかになっています。まさに安保は国民、住民を守るのではなく危うくし、軍事産業、財界、政治家を肥え、太らせるだけと言えます。

そこで1件目、安全安心のまちづくり最大の障害横田基地について8点ほどお聞かせください。1点目、昨年八王子での米兵の小学生ひき逃げ事件、福生市民が同様な事件に巻き込まれた際、家族に対し福生市は何をすることが可能か。2点目、この

間、横田基地の兵士はイラクに何人くらい送られたのか。3点目、米空軍第13司令部第1分遣隊、ケニー司令部ジャパン、この配置について。4点目、国連軍後方司令部のキャンプ座間から横田飛行場への移転について。5点目、11月5日から16日日程での日米共同統合練習の概要と横田基地について。6点目、在日米軍再編への協力度に応じて分配される再編交付金について。7点目、2010年ミサイル防衛日米共同統合運用調整所の機能開始について。8点目、航空自衛隊の次期輸送機C-Xの横田基地配備について。以上、1件目については8点についてお聞かせください。

次に、2件目として生活保護行政について。

9月議会でも少しお聞きしておりますが、この際、基本に立ち返って当市の対応状況を確認させていただきたいと思っております。以下、9点についてお聞かせください。まず1点目、申請権侵害を疑われるような行為について。2点目、生活保護の基本となる八つの扶助について。3点目、母子世帯や障害者世帯等への加算について。4点目、一時扶助について。5点目、法外援助について。6点目、住所がないと生活保護は受けられないかについて。7点目、資産保有の考え方について。8点目、稼働能力の活用、働けると窓口で追い返していないかなどについて。9点目、自立支援に向けて就労支援などの取り組みの現状について。以上2件目、9点お願いします。

次に3件目、市内中小商店・企業対策についてです。

2002年3月13日、西友ザ・モール瑞穂16、駐車場1040台、2003年12月14日、カインズホーム青梅インター店、駐車場997台、2004年11月16日、カインズスーパーホームセンター昭島店、駐車場720台、2006年11月14日、イオンモール武蔵村山ミュー、駐車場4000台、2007年、ことし1月30日、ジョイフルホンダ瑞穂店、駐車場4000台、つい先日オープンしたのが2007年11月23日、イオンモール日の出店、駐車場が3700台、このほかに駐輪場が685台、自転車584台のバイクが101台、さらに私、23日に見てきましたが、広大な空き地に臨時に駐車場で、そこもいっぱいでした。こういったようにぞくぞくと、このほかにも大型郊外店がオープンしています。

これは2000年6月のまちづくり3法の一部として、店舗面積などの量的側面からの商業調整を撤廃した大店法、大規模小売店舗立地法が新たに立法化され、これに伴って旧大店法は廃止されたことによります。

この法律は、大規模商業施設の店舗規模の制限などを主目的とした旧法とは異なり、大型店と地域社会との融和の促進を図ることを主眼としている。このため審査の内容も車両交通量などを初めとした周辺環境の変動を想定したものとなり、出店規模に関してはほぼ審査を受けない。これにより近年では各地で大型資本の出店攻勢が活発化しており、それにより既存の商店街がシャッター街化するケースも増大しているのが現状ですとフリー百科事典「ウィキペディア」は指摘をしております。大企業は景気拡大で大喜び、笑いが止まらない状況の展開のようですが、福生市内の中小商店、企業は依然として大変な状況です。

そこで、6点についてお聞かせください。1点目、相次ぐ大型郊外店の進出における市内商店街への影響の現状について。2点目、中小企業支援、創業の支援、誘致の

取り組みの現状について。3点目、住宅リフォーム制度の取り組みについて。4点目、小規模工事業等契約希望者登録制度について。5点目、耐震診断・補強工事助成制度について。6点目、省エネ住宅支援について。以上、3件目は6点についてお聞かせください。

次に4件目、高齢者の孤立化を防ぐ取り組みと経済的支援についてです。

3件目の大店法の指摘される問題点として、ウィキペディアで商店街がシャッター街化するケースの増加を上げていますが、商店街のシャッター街化は地元経済の縮小をもたらすだけでなく、徒歩生活圏における消費生活が困難になるという問題を生む。特にこれまでまちの中心部の商店街で買い物をしていた高齢者は、商店街の衰退によって日常生活を営むことが著しく困難になることが指摘されている。また、自動車以外の手段ではアクセスしにくい郊外の大規模店舗を中心とする消費生活は、徒歩と公共交通機関での移動を基本とする旧来型の生活スタイルに比べて環境負荷が高いことにも留意すべきであろうと指摘されています。

また、2001年からことしまでに税と保険料の合計負担が3倍、4倍になった生活ぎりぎりの高齢者の現状があります。戦前戦後の困難な時期を今の75歳前後の方は小中学生として送り、さまざまな困難に耐え、まさに日本の経済を死に物狂いで支えてこられた方々です。私たちは物心両面でこうしたお年寄りにこたえる義務があるのではないのでしょうか。

そこで、4点についてお聞かせください。商店街活性化の一環としての取り組みとあわせて、1点目、商店街の一角を借りた「街角健康チェック」の取り組みについて。2点目、商店街の一角を借りた医療や介護、困りごと相談コーナーの設置について。お年寄りの元気の源、会話すること、日常的な語りかけにより引き起こす効果を大切にすると試みとして3点目、温かさ伝わる高齢者電話訪問の取り組みについて。相次ぐ増税、負担増で一般にお年寄りの生活は大変になっている現状から、4点目として、お年寄りの生活を支援する取り組み、傷み和らげ手当支給などについての考えはないか、4件目については以上4点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に5件目、小中学生の医療費無料化と就学前児童の医療費の所得制限撤廃についてです。毎回お聞きしていますが、お考えをお聞かせください。

次に6件目、交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況については、既に何人かの方がお聞きしておりますが、改めて進捗状況、見通しをお聞かせください。

次に7件目、市役所利用者のための臨時駐車場対策についてです。市民の中で開庁時間延長時、市営駐車場から市役所までの間が暗く、防犯上問題があるとの指摘の方がおられます。何らかの対策を考えられておられるかお聞かせください。

次に8件目、ごみに関する知識を日常的に高める取り組みについてお聞きしたいと思います。戸別の分別収集にあわせて公園などで指導員などを置き、分別のごみを収集する考えがおありでしょうかという点についてです。

次に9件目、ペット動物、猫、犬、ハトなどの問題の取り組みについては9月議会でもお聞きしておりますが、1点目として、福生市での取り組みの現状について。2点目、放置されたかわいそうなペットの保護について。3点目、公園を有効に活用し

た保護策について。9件目は以上3点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、最後の10件目です。道路公共施設行政について、3点についてお聞かせください。1点目は、生活道路の段差解消について。2点目、違法路上駐車、駐輪について。3点目、JR軌道敷内の雑草刈り取り、植木剪定、不法投棄ごみの処分について。

以上で最初の質問を終わります。以上10件について御答弁をよろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。奥富議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

10項目、37点にわたる御質問をいただきました。それぞれ重要な課題と認識しておりますが、御質問の内容が非常に細かいことございまして、事務的な部分に当たりますので、各担当部長からお答えを申し上げまして、私からは福生市の大きな課題としてあります2項目の生活保護の制度運営の基本的な考え方についてお答えをしたいと思っております。

生活保護というのは、日本国憲法の第25条の理念に基づき制定をされた生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度でございます。多種多様な事情で生活が苦しくなり、最大限の努力をしてもどうにもならないときにその世帯の生活を援助し、再び自立できるようにお手伝いをする制度で、原則として本人等の申請によって世帯の人数構成、年齢などを国の定める基準に照らし、世帯の収入や蓄え、資産などを活用してもなお満たすことのできない部分を補う形で行われております。

なお、制度的には国の制度でございますが、財源は4分の3が国、市が4分の1を負担しております。そのうち一部を都が負担しております。

生活保護制度は、国民生活の最後のよりどころございまして、法制度の趣旨に沿って生活保護制度の適正な運営に努めているところでございます。

そのほかの生活保護制度に関する細かい御質問については福祉部長から答弁をいたします。

以上で奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長(野崎隆晴君) それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。

私からは、1項目目の安心安全のまちづくり最大の障害、横田基地について、それと3項目目の4点目、小規模工事等契約希望登録制度について、また6項目目の交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

初めに、1項目目の横田基地についてでございますが、米兵によるひき逃げ事件の被害者の家族に対して市は何をすることが可能かということにつきましては、米軍人が日本に滞在していることは日米安全保障条約に基づくもので、国策として日本に滞在をしておりますことから、米軍人による事件、事故の保障は国の責任で実施すべきものと、そのように考えております。

次に、横田基地の兵士がイラクに何人送られたかにつきましては、横田基地広報部

に確認をいたしましたところ、軍の運用上の問題のため公表できないとの回答でございます。

次に、米空軍第13司令部第1分遣隊につきましては、人道的、あるいは戦時的危機の際、日本を防御することを目的とし、計画及び対応を迅速化させるための強化を図るため平成19年1月に横田基地内に配備されたもので、構成人員は50人と聞いております。

次に、国連軍後方司令部の横田飛行場への移駐についてでございますが、国連軍後方司令部の業務の中心が米陸軍との調整から米空軍との調整に変更されたことに伴い横田基地に移転したと聞いております。その人数は4人で、主に燃料の補給とメンテナンスの支援を調整する組織で、その後のことにはかかわらないと聞いております。

次に、日米共同統合演習の概要についてでございますが、横田基地では平成19年11月5日から16日の間に、米軍の非戦闘員及び在外法人等の輸送にかかる訓練を米軍のC-130と自衛隊のC-1を使用し、約100人が参加し、訓練及び日米間と物量輸送等の連携の訓練が行われましたが、特に問い合わせや苦情はございません。なお、この期間に予定されておりました横田基地の警備出動訓練は中止をしたとのことでございます。

次に、再編交付金につきましては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づき、10年間の次元立法に基づき、各年度の交付額は再編の進捗に応じて交付されるもので、平成19年度分の交付金の内示額は5191万7000円で、この内示額から推計をすると、10年間の交付金の総額は約15億5700万円と見込んでおります。

次に、共同統合運用調整所につきましては、平成18年5月の再編実施のための日米ロードマップに示された横田基地に設置される共同統合運用調整所でございますけれども、この航空総隊司令部の庁舎の中に設置をされる計画となっておりますが、その運用につきましては、現時点では未定とのことでございます。

次に、航空自衛隊の次期輸送機C-Xの横田基地配備についてでございますが、航空総隊司令部の横田への移転に伴い、横田基地に航空自衛隊の航空機を配備する計画は、再編のためのロードマップに明示をされておらず、そのような計画はないとのことでございます。

続きまして、3項目目の市内中小商店・企業対策についての4点目、小規模工事等契約希望者登録制度についてでございますが、現在、工事関係の競争入札参加資格審査申請登録につきましては、平成16年に都内全域の自治体により設立をされました東京電子自治体共同運営協議会が提供しております電子調達サービスを活用した登録といたしております。

従前の紙ベースの登録につきましては2年間の登録で、電子調達サービスが開始をされた平成16年度にその2年間の満了いたしました。電子調達サービスを活用した資格審査申請登録に移行するにはインターネット環境の整備が必要なことから、制度変更に伴う経過措置としてその後、17年度、18年度の2年間、市内事業者に限り従来どおりの紙ベースの申請を認め、業者登録を受け付けてきておりました。

その結果、その後ほとんどの事業者が電子登録に移行したことに伴いまして、平成19年度からは工事関係の登録は電子申請のみといたしております。したがって、特に小規模工事等を対象とした登録制度は実施をしていない状況でございまして、現時点でこの制度を実施する予定はございません。ただし、小規模の事業者でも電子登録は可能となっております、一度の登録手続きで他の自治体にも登録できるようとなっております。

なお、物品関係の登録につきましては、従前の紙ベースでの3年間の登録が平成17年度に満了し、電子調達サービスを活用した登録への移行期間として、工事機関の登録と同じくインターネット環境の整備が必要なことから、経過措置として平成18年度からさらに2年間、市内の事業者に限り従来どおりの紙ベースの申請を認め、事業登録を受け付けてきております。

物品関係の事業者の中には、年間でほとんど取り引きがなく、仮に見積もり等を取る際にも必要とする物品が極めて少額な場合があり、またインターネット環境の整備が困難な場合も想定されますことから、現在そうした事業者への対応を検討しているところでございます。

続きまして、6項目目の交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況についてでございますが、社会福祉協議会が実施しております福祉センターの送迎バスを活用、拡大した福祉施設等の送迎バスとして早期の施行実施に向け、現在関係官庁、民間路線バス事業者等とその調整を進めているところでございます。

以上で私からの補足答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

私からは2項目目の生活保護行政についてと、4項目目の高齢者の孤立化を防ぐ取り組みと、経済的支援策について申し上げます。

初めに、生活保護行政についての1点目、申請権侵害を疑われるような行為につきましては、生活保護法の趣旨に沿って事務処理を適正に実施しておりますので、申請権を侵害するような行為はないものと考えております。

次に、2点目の生活保護の基本となる扶助につきましては、衣食など日常生活に必要な生活扶助、義務教育に必要な学用品代、給食費などの教育扶助、家賃などの住宅扶助、介護サービスを受けるために必要な介護扶助、指定医療機関等で診療を受けるために必要な医療扶助、出産に必要な出産扶助、就業や技能習得するために必要な生業扶助、亡くなられた方を弔うための葬祭扶助の8種類の扶助がございまして、国の基準に基づきその所帯の生活に必要なそれぞれの扶助をあわせて支給いたしております。

3点目の母子世帯や障害者世帯への加算と、4点目の一時扶助につきましてはあわせてお答えを申し上げます。生活保護法第9条では、家族や一人一人の実情に合った保護をしなければならないという必要即応の原則が定められております。このことを具体化したものとして、一般基準のほかに特別基準や加算、一時扶助を設けております。

母子世帯には15歳以下のお子さんをお持ちの世帯へ基準により母子加算が支給

され、障害者世帯には障害の程度、その他の条件に応じまして基準により障害加算が支給されております。また出産、入学、入退院など一時的に必要な費用を補うために、新生児の被服や、常時失禁状態にある方のおむつなどの被服費、小・中学校に入学する際の支度金の入学準備金などの一時扶助がございます。

5点目の法外援護につきましては、生活保護基準以外の援護でございまして、東京都の基準に準じまして小・中学生を対象とした被保護世帯学童生徒夏季健全育成扶助費、被保護世帯修学旅行支度金扶助費などと被保護世帯の自立のための就労支援、社会参加支援、地域生活移行支援、健康増進支援等のための費用を援護する被保護者自立促進扶助費がございます。

6点目の住所のない方、路上生活者等の生活保護の受給等につきましては、生活困窮者等で受給要件が満たされていれば可能でございます。ただしこの場合、主に生活している居住地の福祉事務所が保護の実施機関となるなど個々の状況によって対応が異なることとなります。

7点目の資産保有の考え方につきましては、基本的に生活保護法の規定に沿った対応となります。生活保護法第4条で、生活困窮者がそれを利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することと定められ、売却処分等が原則ですが、東京都の生活保護運用基準等によりその資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がっているものなど一定の要件を満たしたものについてはその保有が認められております。

次に、8点目の窓口対応につきましては、生活保護法の趣旨に沿って事務処理を適正に実施しておりますので、稼働能力の活用のみをもって追い返すといったような行為はないものと考えております。

9点目の自立支援に向けての就労支援等の取り組みの現状につきましては、担当医師の判断で就労可能な方に生活保護被保護者等就労促進指導員や、生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム等に基づくハローワーク等関係機関と連携による相談等で、自立に向けた支援をいたしております。

次に、4項目目の高齢者の孤立化を防ぐ取り組みと、経済的支援策についてでございますが、1点目と2点目は関連がございますのであわせて答弁申し上げます。まず「街角健康チェック」でございますが、現在福生市では市役所本庁舎、中央図書館、中央体育館等の公共施設において血圧測定、体脂肪測定や健康相談を実施いたしております。また、要請があれば町会やサークル、小地域福祉地区など高齢者の集まる地域に出向きまして、近くの施設を利用して実施いたしております。

また、介護や困り事相談などにつきましては、相談者宅への相談員の訪問や、法律相談などという形で実施をいたしているところでございますが、これら一定の成果を上げているものと考えております。

御質問では商店街の一角を借りた街角の事業とのことでございますが、拡大化する事業の必要性や効果の検証、あるいは商店街の空き店舗の状況や店舗所有者の意向もでございますので、現時点では実施は難しいものと考えておりますが、今後関係する機

関や庁内関係部署と協議をしてみたいと思っております。

次に、3点目の高齢者電話訪問についてでございます。現在、日常的にはさまざまな組織を通じまして、高齢者の安否確認など必要に応じて実施しておりまして、緊急度の高い高齢者などにつきましては電話に限らず頻繁に連絡を行うことによりまして孤立化を防ぎ、大きな励ましにもなっております、親身に接しているところでございます。

中には高齢者ゆえに聴力が衰えまして、電話を嫌う高齢者もいるような状況もあるようでございます。一律に高齢者への電話対応がよろしいかどうか、いろいろあるのかと思います。いずれにしても、今後それぞれの高齢者に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目のお年寄りの生活を支援する取り組み、和らげ手当支給などについてでございますが、従来より必要に応じて各種施策につきましては、基本的に高齢者に配慮を行った対応を行っているものと考えておりますので、新たな手当を支給する等の考えは現在のところはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

3項目目の市内中小商店・企業対策のうち1点目、大型店進出における市内商店街への影響でございますが、武蔵村山市や日の出町に相次いで大型複合商業施設が出店し、その周りの商店街では影響が出ていると聞いておりますが、市商工会によれば市内では大型店の出店を原因とする具体的な影響は現在のところは出ていないとのことでございます。

次に、2点目の中小企業への支援や誘致でございますが、市では中小企業振興資金融資制度により、設備投資を初め創業への融資を実施しており、平成19年度上半期では18件の申し込みがありました。なお、誘致への補助等は現在は行っておりません。

次に6点目、省エネ住宅支援についてでございますが、福生市も参加いたします「福生スクラムマイナス50%協議会」で戸建て住宅を対象とする省エネリフォームに對しまして、250万円を限度として補助を実施しており、現在15戸の募集をかけさせていただいております。この内容でございますが、窓サッシ、ガラスの高断熱化、床、天井への断熱材の補強などが中心でございますが、現在申し込みをされ、外壁断熱を予定している方もいらっしゃいます。

この事業はエコライトハウス事業という名称で省エネ住宅にリフォームし、灯台の役割をしていただき、省エネ住宅を普及しようとする位置づけでございます。そのため単に補助を出して終わるということではなく、その後も二酸化炭素削減への協力や、削減の方法などもそれぞれの御家庭で工夫をしていただき、機関誌やホームページで紹介し、省エネ住宅を普及しようとするものでございます。

次に、8項目目になりますが、ごみに関する知識を日常的に高める取り組みについて、公園などで指導員を置き分別の指導、また収集ができないかとのことでございますが、現在、市では分別の徹底を図るために広報、清掃だより、ホームページ等でP

Rを行っており、日常的には廃棄物減量監視員が週5日、4人で2チームをつくり、分別がよくできていない集合住宅等を回って指導しております。また環境フェスティバル、触れ合いフェスティバルではブースを設け、分別についてのPRを行っております。PRにつきましては、これで十分ということはありませんが、当面は人が多く集まる機会等を利用してPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、9項目目のペット動物、猫、犬、ハトなどの問題の取り組みについての1点目、福生市での取り組みの現状についてでございますが、動物の遺棄や虐待、飼い主のマナーの欠如による迷惑行為、地域ののら猫に対する意見の相違など動物問題の多くが個々、人の努力では解決できなくなってきておる現状があるかと思えます。地域コミュニティの希薄化などの背景がある状況を踏まえまして、地域コミュニティの再生、あるいは活性化を視野にした政策が求められていると思っております。

猫につきましては、飼い主のいない猫対策といたしまして平成18年度より市民ボランティア福生地域猫の会、11市との共同で地域猫制度を実施しており、今年度は新たな取り組みといたしまして9月29日に福祉センターでフォーラムを開始いたしております。これは先進事例を学び、福生の地域猫活動のあり方を考え、地域猫制度の社会的な認知を目的といたしておりました。現在は猫の飼育ガイドライン、猫の遺棄、虐待防止の看板についても市民とともに検討しております。

犬につきましては、広報等で定期的な飼い主のマナーアップの啓蒙を実施しており、今年度の取り組みといたしまして、20年になりますが、1月25日に犬のしつけ、飼い主のマナーアップを目的といたしましたフォーラムを市民との共同で開催を予定しております。今後も市民主体で継続的に開催し、愛犬家の組織化を図るため支援していきたいと考えております。

ハトについては、市民が主体となりえさやり防止キャンペーンを実施しているところでございます。

2点目の、放置されたかわいそうなペットの保護についてでございますが、多い事例は飼い主のいない猫が上げられると思えます。現在東京都の動物愛護センターが保護し、譲渡先を探しておりますが、収容期限を過ぎると死屍処分されることから、猫を保護し、里親を探す活動をしているボランティアの方もいらっしゃいます。

地域猫制度が導入している地域では、のら猫から地域猫へと移行し、地域が管理する猫となりますが、飼い主の社会的責任として遺棄をしないことの周知、また地域猫制度の普及を図り、飼い主のいない猫を減らす取り組みが必要と考えております。

3点目の公園を有効に活用した保護策についてでございますが、市民ボランティアによる犬、猫の里親探しイベントがございますが、福生市でもそのようなイベントには公園使用に協力をいたしております。

人と動物の調和の取れた共生社会をつくるためには、従来の飼い主と動物の関係をさらに地域社会との関係に変えていかなければ問題は解決しないと思えます。一つの政策が地域の活性化を生み、地域の活性化が新たな政策を生み出す、このようなサイクルの中でガイドライン等のルールづくり、飼い主の社会的責任の徹底、ボランティアの取り組みへの支援等一つ一つの事業を市民との協働で推進していきたいと考えて

おります。

次に、10項目目の道路、公共施設行政についてのうち3点目、JR軌道敷内の雑草刈り取り、植木剪定、不法投棄ごみの処分についてでございますが、敷地の所有者、管理者が責任を負うことになっておりますので、また軌道敷内は関係者以外は立ち入りできませんので、適正管理につきましてJR等に要望していきたいと思っております。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

私の方からは大きい3番の市内中小商店・企業対策についての3番と5番、それから10点目の道路公共施設行政についての1点目と、この3点についてお答えをさせていただきます。

3の市内中小商店・企業対策についての3点目、住宅リフォーム制度の取り組みについてでございますが、福生市の住宅事情は、この十数年間で人口減少や少子高齢化に移行する中で、多様化する市民のニーズにこたえる住宅施策を展開するため、総合的な住構造改革を目的とした福生市住宅マスタープランを本年、平成19年7月に公表したところであります。

御質問の住宅リフォームの取り組みの場合、建築物の増築、改築、改装、それに修理、修繕など工事が多様でありますので、この工事が多様性が工務店や設備工事業、内装工事業などさまざまな事業者の企業参入を促すことになり、一般住宅の質の向上や長寿命化が図られ、定住化促進にもつながりますので、適切な維持管理への支援策や相談体制などの制度も必要であると考えており、住宅マスタープランの住宅施策の展開方針の良質な住宅ストックの形成の中の施策の一つとなっておりますので、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の耐震診断・補強工事助成制度についてでございますが、福生市の住宅マスタープランでは大規模な地震の危険性に備え、市民の安全、安心で快適な住まいの確保として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した福生市耐震改修計画により、平成19年度より耐震診断の助成制度を実施しております。また、平成20年度には耐震改修助成制度を実施する方向で現在事務を進めておるところでございます。

次に、10点目の道路公共施設行政についての1点目、生活道路の段差解消についてでございますが、道路整備に当たっては道路法や道路工事設計基準等を遵守して行っておりますが、それとあわせて幼児や高齢者、身体に障害を持つ人々などに配慮した東京都福祉のまちづくり条例の趣旨に沿ったバリアフリー型の整備を順次行っているところでございます。

歩道の整備につきましては、設計基準の変更に伴い、平成17年度からは歩車道との段差が15センチのマウントアップ形式から歩車道との段差を5センチにするセミフラットの歩道に整備をして段差解消を図っております。このことにより車両乗入れ部でのすりつけ勾配が生じないことや、交差点部等の段差すりつけ区間が短くて済むことから、平坦部の連続性が保てるため、特に車いすには通行性にすぐれていると考えております。

また、交差点の歩行者横断部の段差につきましては、車いす利用者の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、その段差は2センチに整備しておりまして、双方の安全対策を図っております。

なお、今後につきましては道路の改良工事等にあわせて、マウントアップ歩道等についてはセミフラット歩道に整備をして段差解消に努めてまいります。また、その他部分的な段差により通行に支障を来したり、危険な箇所につきましてはその都度改修を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは5項目目の小中学生の医療費無料化と、就学前児童医療費の所得制限撤廃につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、小中学生の医療費無料化についてでございますけれども、小中学生を対象とした義務教育就学時医療費助成制度につきましては、本年10月から事業を開始したばかりでございますので、当面はこの制度を進めてまいりたいと存じます。

また、就学前児童の医療費、いわゆる乳幼児医療費助成制度におけます所得制限の撤廃についてでございますけれども、基本的な部分で申し上げますと、現行の所得制限額につきましては、一般的な標準世帯で申し上げますと年収で860万円でございます。一般的に非常に高い数字だと思っております。したがって、これ以上の収入がある方につきましては、一定の御負担をしていただくということはやむを得ないことではないかと、このように考えております。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○総務部参事（田中益雄君） それでは、私の方からは7項目目の市役所利用者のための臨時駐車場対策につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

新庁舎建設工事に伴いまして、市役所利用者の臨時駐車場につきましては、市営福生駅西口駐車場を御利用いただいているところでございます。

御質問の水曜日の開庁時間延長の際のこの駐車場から市役所までの道路、栄通りから1本東に入った細い道かと思いますが、ここが暗く、防犯上問題があるのではないかと御指摘でございますが、この道路につきましては道路照明が設置されておりますけれども、さらに照明を設置する場合には設置の場所の問題や、近隣の居住者の了解等が必要となるというような問題がございます。

したがって、現地の状況などをよく調査させていただいて、考えてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁をいたします。

10の道路、公共施設行政についての（2）違法路上駐車、駐輪についてでございます。これにつきましては昨年の6月から道路交通法が変わりまして、路上駐車の取り締まりがより厳しくなりました。その結果として、以前に比べまして路上駐車の数は大変に減ったと思っております。

しかし、市内すべての路上駐車を取り締まることは大変困難であります。これから

も引き続き路上駐車を取り締まりをしっかりと行ってもらうよう警察に要望してまいりたいと考えております。また警察署や交通安全推進委員会と協力して交通安全講習会を行い、ドライバーの運転マナーの向上にも努めていきたいと考えております。

また、駅周辺の放置自転車対策につきましては、年4回交通安全推進委員会を中心とした駅周辺放置自転車クリーンキャンペーンを福生駅、牛浜駅、拝島駅の各駅でちらし等による啓発活動を実施したり、放置自転車が多い箇所は店舗等において「駐輪禁止」等の張り紙を張っていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（奥富喜一君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず1件目、安全安心のまちづくり最大の障害、横田基地についてです。1点目、日米安全保障条約に基づくもので、国策として日本に滞在していることから、米軍人による事件、事故の補償は国の責任で実施すべきものと考えるところのお答えですが、市民を守る地方自治体の最大の任務は果たさなくてよいのでしょうかという問題です。

40年ほど前の古い話で、私は福生市民として大変恥ずかしいことだと思っているのですが、私はまだ18歳のころ、福生市で横田基地の米軍人によるひき逃げ事件がありました。被害者は福生市に相手にしてもらえずに故郷の秋田県に帰ってから地元の生活と健康を守る会の人々に支えられ、裁判を起こして初めて公の問題になり、国家賠償を受けることになりました。

今このように米兵によるひき逃げ事件が起きた際、福生市に市民であろうとなかろうと、市内で事件が起きたときに福生市は国の責任だから国に行けというだけで済ませようというのでしょうか。その点をお聞かせください。

2点目、横田基地の兵士がイラクに何人送られたか、軍の運用上の問題のため公表できないとのことですが、日本共産党の都議団等16人が米軍横田基地を10月23日に訪問いたしました。米軍と懇談及び視察を行った際に明らかになっている事実があります。懇談では横田基地に常駐する第374空輸航空団が米本国から運ばれた大量の物質を世界に展開する各基地に輸送することを任務としており、イラクやアフガニスタンにも飛来していることが判明、世界に展開している米軍の中から航空宇宙遠征軍が編成され、2001年以降、横田基地の米兵の常時1割程度が順番に紛争地に派遣されているということです。ここから推測した場合、2001年度以降どの程度になると考えられるのかをお答えいただきたいと思えます。

3点目、米空軍13司令部第1分遣隊、ケニー司令部ジャパン配備については、平成19年1月に横田基地内、構成人数は50人と聞いているとのことですが、どのような役割を果たす部隊なのかをお聞かせください。

4点目、国連軍後方司令部のキャンプ座間から横田基地への移転については、人数は4人で、主に燃料の補給とメンテナンスの支援を調整する組織で、その後のことはかわらないと聞いておりますというのが公式な答えだと、これは伺っておくというにとどめます。

5点目、11月5日から16日、日米共同統合演習に米軍の非戦闘員及び在外法人等の輸送にかかわる訓練を米軍のC-130と自衛隊のC-1を使用し、約100名が参加した訓練と、日米間の物量輸送等連携要領の訓練が行われたが、特に問い合わせや苦情がなかったとの答えです。騒音上の被害等はなかったということかと思いますが、軍事的には大変な事態が進行していることだと思います。

日本共産党の笠井亮衆議院議員が11月2日のNHK番組「日曜討論」で日米の軍事利権疑惑や新テロ特措法案を巡り各党代表と討論をいたしました。番組には石破茂防衛庁長官も出席をしております。この席で日米両国政府の在日米軍再編合意に基づく日米共同の戦争司令部である共同統合作戦調整センター、BJOCCというそうですが、昨年2月に米軍横田基地に創設されていたことがここで明らかになりました。2005年10月の在日米軍再編の日米合意で横田基地への設置が打ち出され、共同統合作戦調整センターが既に活動を初めているということについては、ことし6月に在日米軍側も明らかにしております。

共同統合作戦調整センターの設置は、事実上自衛隊が米軍の指揮のもとに置かれ、憲法違反の集団的自衛権の行使につながる重大な動きです。在日米軍再編で日米両国政府は米軍と自衛隊の一層の一体化、融合をねらっています。その中核の一つが米軍と自衛隊との統合同司令部である共同統合作戦調整センターです。

米軍の準機関紙「星条旗」11月17日付によると、共同統合作戦調整センターは横田基地の在日米軍司令部の地下施設に設置され、昨年2月実施の日米共同統合指揮所演習で活動を開始、昨年7月の北朝鮮のミサイル発射などにも対応しました。24時間体制で運用され、最大で150人が12時間交代で勤務できます。11月実施の日米共同統合実働演習でも使用されました。

共同統合作戦調整センターの設置は、アジア太平洋地域を管轄する米太平洋軍の司令官や日本の軍事当局者と在日米軍司令官との意志疎通をよりよくするのがねらいとされています。刻々と新しい戦況情報が送られてくる、危機行動チームのメインフロアではそれぞれの部署に米陸海空軍海兵隊の兵士らとともに、それに対応した各自衛隊の兵士が配置されます。

在日米軍再編では、ミサイル防衛などを担う東京都府中市の航空自衛隊航空総隊司令部が2010年に横田基地に移設される計画です。横田基地に建設される航空総隊の新しい建物は、BJOCCとトンネルで結ばれる予定だとされています。私たち市民に実態が知らされないまま、このように着々と戦争準備が進められ、いつ戦争事態に突入しても米軍と日本の自衛隊とが連携して戦闘を行える訓練が11月5日から16日にかけて統一的に行われたわけですから、今度は戦争をやりたいというのが軍人の考え方ではないでしょうか。

あす12月8日は太平洋戦争に突入した日に当たります。二度と戦争をしないと誓

った国日本、平和憲法を持つ日本として速やかにこのような危険な行為は中止すべきと考えます。この演習の全体像についても、福生市は事前に市民に広報すべきではありませんでしょうか。このような日米軍事一体化に市長は反対の意思を表示すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

6点目、在日米軍再編への協力度に応じて分配される再編交付金については、10年間の時限立法に基づき、各年度の交付金は再編の進捗率に応じて交付されるもので、平成19年度分の交付金の内示額は5191万7000円で、この内示から推計すると10年間の交付金の総額は15億5700万円と見込んでおられる、この交付金は施設整備資金とソフト事業の両方に活用ができ、かつ基金を設け、複数年の運用が可能な制度、補助対象事業は福祉の増進に関する事業などで、政令で定められているところとのお答えです。既に何人かの方が聞いておられることですが、政令で定められている内容とは何項目で、どのようなものなのかをきいてお聞かせください。

あわせて、この再編交付金は座間、岩国、名護などが除外されているわけですが、反対自治体には交付しないという手法は地方自治体を真っ向から否定するものです。米軍再編交付金についての市長の見解をお聞かせください。

7点目、2010年ミサイル防衛日米共同統合運用調整所の運用については未定とのことなので、東京都府中市の航空自衛隊航空総隊司令部が2010年に横田基地に移設される計画となっていますので、この施設の規模、総事業費などはどのようになっているかを改めてお聞かせください。

8点目、航空自衛隊の次期輸送機C-Xの横田基地配備についてはロードマップに表示がないとのこと。航続距離がアジアの範囲を越え、全世界を視野に入れた輸送機の導入が巨額の金銭疑惑とともに国民経済を圧迫し、世界に戦争の危機を拡大する導入そのものに反対ですが、くれぐれもこのような危険な代物が横田基地に配備されないことを願うものです。

以上、1件目は6点についてのみお聞かせください。

次に、2件目として生活保護行政について、1点目、申請権侵害するような行為はないものかと考えるとのことですが、本当にそうなっているのでしょうか。当市でも水際作戦を行っているのではないのでしょうか。

フリー百科事典のウィキペディアに申請権の絶対性の解説があります。一部を紹介しますと、生活保護法は保護を請求する権利、いわゆる保護請求権を無差別、平等に保障しており、また行政手続法第7条では、行政庁は申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと定められている。したがって、保護請求権を行使する具体的な方法である保護の申請は絶対的な権利として保障されている。すなわち、保護申請があれば福祉事務所は無条件に受理して、速やかに保護の可否についての審査を開始するというのが生活保護法の根本原則です。

そして、生活保護の申請は様式行為ではない。つまり保護申請に形式上の要件はなく、申請の意志表示があればそれが所定の申請用紙ではなく独自用紙によるものであろうと、口頭によるものであろうとそれだけで申請行為は成立する。したがって、申請者が福祉事務所に対して申請意思を表示すれば、その瞬間に福祉事務所は原則14

日以内に保護を開始するか却下するかの決定を行う義務を負うことになる。つまり、保護申請を受理しないということは法律上あり得ない。

福祉事務所においては、通常生活相談に来た人に対し、失業したら失業保険が受給できないか、60歳以上の場合は年金を受給できないか、病気、けがなどで障害を負った場合は障害年金を受給できないかなどの他方優先の制度の趣旨説明のほかに就労の可、不可、扶養義務者の扶養義務などについて説明を行う。このとき上記のように申請権は絶対で、福祉事務所は必ず申請を受けて審査しなければならず、申請自体をこぼむことは違法であるにもかかわらず、申請されてしまうと多くの場合保護を開始しなければならないことから、違法に申請を拒否しているとの主張を全国生活と健康を守る会連合会や、日本弁護士連合会などが行っている。最後の頼みとして相談にきた相談者に、まだ年齢が若いので稼働能力がある。扶養義務者がいる。ホームレスである。申請時に住所を有していないことが保護しない理由にならないことは言うまでもない。現住居の家賃が高すぎるなどを理由に窓口で申請自体を断念させているという事例が多いとされている。

北九州市の問題、報道など記載は省略して次を紹介します。このような対応を行う背景として、いわゆる123号通知という厚生省社会局保護課長監査指導課長通知昭和56年11月17日、社保第123号、生活保護の適用実施の推進についての存在が指摘されている。ただし、議員などが同席したり、弁護士やPSWなどが同席すると申請書の交付が比較的容易になされたりするなどから、申請書の交付の遅延による申請の遅れにつき審査請求において初回相談日を申請日とみなすと判断された事例もある。なお、この問題に対して日本司法支援センターである法テラスは、2007年4月から生活保護申請時に弁護士が同行する事業を始めると発表したとあります。なお、このPSWとは精神科ソーシャルワーカーの略です。

参考までに、私が相談を受けた方からの、まさに一方的なお話ですが、2件だけ紹介をしておきます。心して聞いておいていただき、また改善をお願いしたいと思います。一つは、仕事がどうしても見つからず、福祉課にただ相談に行っただけなのに、保護の申請に行ったわけではないのに、一方的に職安に行きなさいの一点張りの話をされて、その晩から寝込んでしまった。二度と相談に行きたくない。しかし、相変わらず適当な仕事が見つからない、これからどうしたらいいのでしょうか。これが私のところに来た相談です。二つ目は、75歳ぐらいの方ですが、建設関係の仕事で仕事がくるのが不定期なため、ここにきてほとんど収入がなくなり、生活の蓄えも使い果たし、生活福祉課に生活保護を申し出ました。相談中に仕事に就く意思があることを表明したら、生活費のことをそっちのけで仕事があっせんだけで生活保護を受けさせてくれない。1カ月以上になるがどうやって生活を続ければいいのでしょうか。仕事を探してくれるのはありがたいが、これでは生きていけませんという相談でした。

間を省略しまして、9点目の自立支援に向けて、就労支援などの取り組みの現状についてだけお聞きしておきたいと思います。現実には健常者でも適当な仕事にありつくのが難しい中、特に手に技術を身につけていない方が再就職するのはなかなか難しいところですが、精神的ハンディを抱え、長時間の労働に耐えられないとか、足腰など

が弱って立ち仕事に難しいとか、50歳を超え65歳に未到達だとさらに就労が困難という実情であります。この方々の支援策は順調に行われているのでしょうか。また経理の知識が多少あってもパソコンを操作できないと事務職もなかなか見つけれないのが実情ですが、こうした方に仕事が円滑にできるまでの就労支援の体制は整えられているのでしょうか。2件目についてはこの1点についてのみお答えをお願いしたいと思います。

次に3件目、市内中小商店・企業対策についてです。1点目、相次ぐ大型郊外店の進出における市内商店街への影響の現状について、商工会によれば市内では大型店の出店を原因とする具体的な影響は現在のところ出ていないとのこと、それが事実なら幸いなことですが、私には信じられません。

各店のPR映像を流す街かどテレビ、駐車場の設置などの取り組みがあるそうですが、そんなもので対抗できると考えられておられるのでしょうか。1回目の質問4件目で触れたように、これまでまちの中心部の商店街で買い物をしていた高齢者は、商店街の衰退によって日常生活を営むことが著しく困難になることが指摘されています。コンビニなどは配送サービスまで取り組み始めました。昔のように御用聞きを復活させる、単に復活させるのではなく、商店街が協同で取り組むことでコストを切り下げられることが上げられるのではないのでしょうか。協同仕入れまで進めることができれば仕入れコストも抑えることが可能ですが、こうした取り組みを検討することを要望しておきます。

2点目、中小企業支援、創業の支援、誘致の取り組みの現状について、新たな企画のもとに中小商店、企業を誘致していかなければ現状維持か衰退が待っているだけなので、ぜひ工夫をして取り組んでください。これも要望だけにとどめます。

3件目、住宅リフォーム制度の取り組みについて、本年7月に公表した福生市住宅マスタープランに則したものの、住宅リフォームの場合、建築物の増築、改築、改修、それに修理、修繕など工事が多様でありますので、この仕事の多様性が工務店や設備工事業、内装工事業などさまざまな事業者の参入を促すことになり、一般住宅の質の向上や長寿命化が図られ、定住化促進にもつながりますので、適切な維持管理への支援策や相談体制などの制度を検討してみたいと考えておりますとのことですが、あわせて市内の中小建設業者に仕事を提供し、雇用の促進効果もありますので、早期に実施に踏み出していただけますよう、これも要望にとどめておきます。

4点目、小規模工事等契約希望者登録制度について、今全国に小規模工事等契約希望者登録制度が歓迎され、広がっています。ちょっと古いのですが、2005年の5月の時点で289自治体に及んでいます。

ところで、東京電子自治体協同運営協議会の電子調達サービスの登録者になるのは小規模な企業、工務店等には負担が多過ぎます。パソコンの導入、インターネットへの加入、電子認証、経営分析、経営事項審査が最低限必要で、パソコンの導入以外は事実上毎年経費が発生してしまいます。すべて自分が手続きしても1業種で4万円程度はかかります。経営分析を税理士に、諸手続きを行政書士に依頼するなら最低でも15万円以上はかかると思います。

また、建設業法では500万円未満の工事は建設業の許可が不要なため、許可を受けていない業者で長く経験を積まれた建設業者の方も多数おられますが、登録業者であっても無許可の業者であるこの方々は経営事項審査を受けることができず、当然に公共工事から排除されてしまいます。地方自治体の手続き簡略化のために地元中小零細企業の仕事を不当に奪ってよいものでしょうか。

こうしたことなどから、この救済策もあわせて立川市、調布市、武蔵野市、杉並区なども小規模工事業者の受注機会の拡大を図るため、小規模な工事及び修繕の受注を希望する方の登録を行っています。工事に関して平成19年度から紙ベースの申請をやめすべて移行しているならなおさらのこと、現状で該当者がいないか、円滑に移行できたのではなく、中小市内業者の仕事を確保し、保護育成する立場からどうしてもこの制度をつくる必要があると思います。小規模工事等契約希望登録制度がすぐできないなら、せめて紙ベースの申請をそれまでの間復活すべきと考えます。この点での見解をお聞かせください。

5点目、耐震診断補強工事助成制度について、耐震診断の助成制度は平成19年度より既に実施しており、平成20年度には耐震改修の助成制度を実施する方向で検討されているとのこと、ぜひ実施していただきますよう要望いたします。

6点目、省エネ住宅支援については、現在実施中とのことですが、広く宣伝を重ね、徹底し、成功させていただきたいと思います。

以下、3件目も1点についてお聞かせください。

次に4件目、高齢者の孤立化を防ぐ取り組みと経済的支援についてです。商店街の一角を借りた街角健康チェック、医療や介護、困り事相談コーナーの設置の取り組みは、こうした取り組み自体がお年寄りの孤立化を防ぐだけでなく、当然に帰りについてにお買い物を楽しむ、家族が心配してついてきてくれば一緒に買い物を楽しむという一石二鳥にも三鳥にもなる効果があるもので提案をいたしました。

今後商工会の方等も含め検討されることをお進めいたします。お年寄りの元気の源、会話することを、日常的な語りかけにより引き起こす効果を大切にすす試みとして、温かさ伝わる高齢者電話訪問の取り組みについては、それぞれの高齢者に適した支援を行ってまいりますとのことなので、期待をしておきたいと思います。

次に5件目、小中学生の医療費無料化と就学前児童の医療費の所得制限撤廃についてです。連続して大変冷たいお答えをされておりますが、小中学生の医療費の無料化、義務教育就学児医療費助成制度は本年10月から事業を始めたばかりとのことのお答えですが、26市全市が実施していることです。子育てにかかる経済的負担軽減の課題として、せめて子どもの病気のときはお金の心配をしないでお医者さんにかかるようにしてほしいという願いは切実な要求です。

就学前の児童医療費、いわゆる乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃もこの間進んでいます。26市中で撤廃していないのは三鷹市、町田市、東村山市、国立市、東久留米市、青梅市、福生市、あきる野市の8市だけです。当市よりひどい市、下回る市は三鷹市の1歳未満なし、青梅市の都基準、あきる野市が800万円未満を対象としている、この3市だけしかありません。隣の瑞穂町でも5日の公明党の議員の一般

質問の中で実施時期を平成20年10月と答弁されたそうです。当市としては少しでも子育て世代を励まし、応援する考えはないかを改めて再度問いたいと思います。お答えをよろしくお願いいたします。

次に6件目、交通弱者対策としてのバスを走らせる計画の進捗状況について、何人かの方にお答えをされているので、私のこれ以上の質問は省略いたします。ぜひ20年度の遅くない時期、10月には実施にこぎつけられますようお願いいたします。国土交通省の認める範囲がきつく、市民の要望に十分則したものにならないとすれば、改めて議会に諮り、よりよい制度、追加的補完制度の検討も行っていくよう要望しておきます。

次に7件目、市役所利用者のための臨時駐車場対策について、私も現状確認のために歩いてみたのですが、近道の福田ランドリーさんのところを抜ければ余り暗いところはありませんでした。東京補聴器さんの方から入ると少し薄暗いかなと思います。また、市役所から駐車場に向かう際にも、青梅信用金庫さんの裏から入る場合、タイムズ福生本町駐車場から市営駐車場に向かう当たりが少し薄暗く感じられました。改善していただければ幸いです。

しかし、通路の奥に見える薄暗がり長く奥に入っていて、女性には防犯上危険を感じるものと思われるので、根本的な解決とは言えません。近くであることが最良ですので、臨時として夜間のみでも庁舎前にあるJA西多摩福生支店の駐車場を借用できないかについてお聞かせください。

8件目、ごみに関する知識を日常的に高める取り組みについて、戸別の分別収集に合わせて公園などで指導員などを置く考えはドイツなどで早くから取り組みが進んでいます。当市では子どもたちのごみ分別教育は進められていると思いますが、大人たちはさまざまな文字情報しか得られておらず、情報がまちまち、しかも自治体によって分別の仕方も違うので、転居してこられた方も迷います。なぜ当市ではこのような分別を要求しているか、環境対策としては将来どのようにすべきかなどについて公園で情報を伝えることができれば、質の高い取り組みに進める可能性が開けるのではないかと私は考えておりますが、今回は要望にとどめておきます。

次に9件目、ペット動物、猫、犬、ハトなどの問題の取り組みについて、公園を有効に活用した保護策について、福生市でも市民ボランティアによる犬、猫の里親探し、イベントに公園をお貸しして協力していただけるということです。そうした取り組みもPRされ、かわいそうな犬、猫が少しでも減るよう御協力を引き続きお願いします。福生地域猫の会など順調な取り組みが進められているようですので、一層進められるよう要望して、9件目は終わります。

次に、最後の10件目です。道路公共施設行政について、1点目、生活道路の段差解消について、歩道の段差15センチはお年寄りや目や足などに障害がある方には歩行に大変な障害になっている。道路を拡幅し、歩道も広くとれ、段差を解消されるのが望ましいが、なかなか進まないところが多いのが現状です。

こうしたところは思い切って歩道部分を道路と同じ高さにして、補足帯の表示をしっかりと書くことによって利用できるようにできないか、こうした提案を行うために目

が不自由な方にどこの道路部分が凸凹で歩きにくいのかと聞いてみました。返ってきた答えは、駅に向かって歩く道は西友前のやなぎ通り以外は全部歩きにくい、だから最近はこの家で家から一步も出ていないでした。駅に向かって進む道で歩道が特に狭いところの段差改善を急ぎ進めてくださるよう要望させていただきます。

2点目、違法路上駐車、駐輪について、住宅地においても違法駐車、違法駐輪でお年寄りや目、足などに障害がある方には、これも大気な障害となっています。ちょっと面倒だからとの気持ちで置くものと思われませんが、お互いの住民の注意で解決が望まれるところですが、行政としても根気よく取り組むことが望まれます。そこで、ちょっと聞いておきたいのですが、省略いたします。要望だけにとどめます。

3点目、JR軌道敷内の草刈り取り、樹木剪定、不法投棄ごみの処分について、これも要望、JRに要望してくださるということです。要望をぜひお願いいたします。ということで、2回目の一般質問は1件目6点、2件目1点、3件目1点、5件目1点、7件目1点、以上の答弁をお願いします。

ちょっと時間が無理なので、切れたところでやむを得ないということで、申し訳わけありません。お願いします。

○市長（野澤久人君） 横田基地のことについての御質問がございましたので、私の方から若干の見解を述べさせていただいておきたいと思えます。

一つは日米の合同訓練、あるいはその連携という問題について反対したらどうだと、こういう話がありました。実はもともと日本という国は国防、自分の国を自分で守るといふ、そういうことをしていただけたということ今進んでいるわけですが、そうしますと、例えば拉致問題等が起こってくるような考え方を持っている国がミサイルを打ったとして、そのミサイルが要するに着弾してもなお何も情報を持ってないという、そういう状態になり得るといふこの国の状況といふのはあるわけでありまして、そうしますと、何もしないでは待っているのといふ話になるわけだと思えます。

そういったことを含めてということになろうと思えますけれども、一定の形でやはりアメリカと日米安保条約を結んでいるということは、アメリカは日本を守る義務があると、日本はアメリカが攻撃されても別にそこにいって戦争をするということはないわけですが、そういう形での安保条約があって、アメリカがやってくれている部分があるわけで、そういう意味では情報をもらい、それに伴って一緒に訓練をする、国を守るという意味ですね———ということは、どうしても考えておかななくてはならない課題ではないかと、こういうふうな現在の段階では考えざるを得ないと、こう思えます。そんなことから、特に反対の意思をこの問題について表示をするという思いはございません。

それから、再編交付金の関係です。これは実は私も岩国の井原さんにお会いしたことがありますし、話もしたことがございまして、そういう心情から言いますと、こういう形のやり方というのが本当に国を守っていく上で市民の人たちの協力が得られる形になるのかどうかという点については疑問があります。

ただ、本当はもっともっと自治体と国との間でいろいろな真摯な話し合いが行われ

るような、この間も答弁の中で申し上げましたけれども、要するに市民を信じる、国民を信じるということがないといけないのではないかと、そんな思いはしておりますので、そういった事柄についてはこれからも国に対していろいろと申し上げていきたいと、こんなふうに思っております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、まず米軍人による事故についてでございますが、日米地位協定第18条第5項、6項で、米国人による事故の補償については日本政府が処理することになっております。そのための事務担当者が横田防衛事務所に配置をされております。（通告時間切れのため。）

○議長（原島貞夫君） 以上で通告時間は経過しました。これにて打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

例規集は1086ページでございます。

まず、本議案の提案理由でございますが、一つは、土地または建物に関する証明にかかる手数料の改定でございますが、現行では土地については5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとに加算手数料を設定をしておりますが、この加算分の手数料を廃止いたし、手数料を1件ごとの単価に統一いたそうとするものでございます。

二つ目といたしましては、道路台帳平面図等写しの交付についての有料化でございます。道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図等につきましては、現在資料の提供を無料で行っておりますが、有料化を図り、手数料の種類及び金額について新たに追加いたそうとするものでございます。

三つ目といたしましては、初回に登録する場合を除く印鑑登録証の交付にかかる手数料の有料化でございますが、現行では初回の交付、再交付の場合も無料でございますが、紛失等による2回目からの交付について新たに手数料を定めようとするものでございます。

また四つ目といたしまして、現行の住民票の交付等にかかる手数料につきましては、窓口での申請と郵便等による申請の手数料が同額でございますことから、証明の一部について郵便等により送付を求める場合の手数料を新たに定めようとするものでございます。

なお、今回の条例改正は、事務にかかる経費等を踏まえまして受益者負担の観点から改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、本会議資料として配付をいたしております資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。この資料により説明をさせていただきます。(本会議資料参照)

まず、第2条第3号の税務に関する証明の規定中「第4号」を「次号」と改めておりますのは、条文整備でございます。

次に、第4号の土地または建物に関する証明の規定の改正は、現行では土地については5筆、建物は5棟までを1件とし、2件目からは1筆または1棟増すごとに40円の手数料を加算しておりますが、この加算を廃止し、土地については5筆、建物は5棟までを1件とし、土地の筆数、建物の棟数にかかわらず1件につき200円に単価を統一いたそうとするものでございます。

次に、2ページの下の方をごらん願います。

現行の第2条の第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げをいたしまして、新たに第14号といたしまして道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図、その他これらにかかる関係図書のうちの交付手数料を1枚につき200円とする規定を追加をいたそうとするものでございます。

次に、5ページをお願いをいたします。

現行の第2条第23号を第25号といたしまして、第24号として新たに印鑑登録証の交付手数料について規定し、初回の登録にかかるものを除き、1件につき手数料を200円と定めようとするものでございます。

次に、第2条に第2項の規定を新たに追加しまして、この規定の追加により、備考欄をごらんいただきたいと存じますが、前項第2号に規定しております身分に関する証明、第3号の税務に関する証明、第4号の土地または建物に関する証明並びに第7号の住民票、戸籍の付票の記載事項の証明及び第8号の住民票、戸籍の付票等の写しの交付につきましては、前項の規定にかかわらず郵便等により送付を求める場合の手数料金額を1件300円といたそうとするものでございます。

次に、附則でございますが、議案書の改正条例案をごらんをいただきたいと存じます。第1項は施行期日の規定でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第2項の経過措置でございますが、改正後の第2条の規定につきましては、施行日以後に申請したものの手数料から適用いたし、施行日より前に申請したものの手数料につきましてはなお従前の例によるものといたそうとするものでございます。

以上で議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例につきましての提案理由並びにその内容とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番(青海俊伯君) ちょっと理解ができなかったので再度お聞かせをいただきたいと思いますが、この手数料条例の一部を改正する条例の提案理由の手数料を改正

する必要、なぜ改正するのかというのをもう一度教えてもらいたいのが一つ。

それと、もろもろ変わっているのだけれども、例えばの話一番最後のところの身分証明書だとか税務証明等々、戸籍の付票等の記載事項の証明等々、これらの今回変わったことによってどれぐらいの手数料の増収があるのか、減収があるのか、見込みで結構ですから、教えていただきたいと思います。

○市民部長（石川弘君） 手数料条例でございますが、平成17年度に全面的な手数料の改正を行ったところでございますが、今回の主なものにつきましては、郵送による住民票等の請求が主なものでございます。減価計算、あるいはコストの問題等、あるいは特に郵送の場合請求先が貸し金業等であること、いわゆるプロミスとか金融機関でございます、債権、債務が絡むものでございます。こういったことで、郵送による手間がかかるというようなことが一つでございます。それからもう一つは、提案理由でも申し上げましたように受益者負担によるもの等がございます。

なお、改正によりまして、例えば郵送での手数料の増額は110万円をみております。それから、印鑑証明の登録でございますが、約8万円の増額というようなことを考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 改正になった場合で、都市建設部関係の有料化の問題ですけれども、200円にということでございまして、年間約1000件を見込んでおりますので、20万円程度を見込みにしていきたいというふうに考えております。

○14番（青海俊伯君） 本会議での私の質問はこの程度にしておきます。あとは総務文教委員会で慎重に審議をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○11番（奥富喜一君） 今聞かれた土地、または建物に関する証明が5筆でということで、1筆増すごとの40円というのがなくなるわけですよ。このいわゆる5筆を超えたケースというのは全体の割合でどのぐらいになるのか。

それと、かえって不公平になってしまうのではないかなというふうなイメージを抱きますよね。低増だったらわかるのだけれども、ぼんと飛んでいくところに逆に、最初の5件目までを一律で200円というのは今までもそうですし、しょうがないと思うのです。その点と、それから14条になるのかな、道路台帳平面図、土地境界図の関係ですが、従来無料だったのがなぜだったのか、経過を私、知らないのも、もしあれだったら聞ければと思います。その2点。

○市民部長（石川弘君） 1枚目は1筆あっても1件200円、あるいは1枚で5件まで書ける、記載されるわけでございます。今回2枚目につきましても200円というようなことでございまして、年間5筆を超えるものは約300件程度でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 都市建設部関係の道路台帳平面図等の今まで無料だったことについてでございますが、平成16年4月1日に公園担当が都市建設部に組織替えになりまして、それ以前につきましては都市建設部におきましては下水、土木、当時の組織ですが、関係するすべての情報を地図情報、GISに取り入れまして、それを準備して完成をしておりましたが、平成16年4月1日に公園担当が都市建設

部に組織替えになりまして、公園関係の図面等を含めて、またGISに年度ごとに入力をしてまいりまして、ここで19年度ですべての資料が整ったと、こういう状況がございまして、ただ、今後20年度以降につきましては新たに発生する下水関係だとか道路関係の変更についてはその都度入力していくわけですが、そういった統一がなされたことと、本庁舎に移転するということも含めまして、市の全体の考え方で、先ほど野崎部長も言いました受益者負担の関係で有料化していくことが望ましいだろうということも2点目とございまして、それから今までは業者の方に工事を発注した後に関係する資料を無料で提供しておりましたが、やはりこれも経費の問題も含めて有料化すべきではないかと、こういうことで幾つかの考えがまとまったと、こういうことで来年の4月1日から有料化すべきではないかと、こういう形で検討してまいりまして、今回の提案に至ったということとございまして。

○11番（奥富喜一君） わかりました。ちょっと4というのは勘違いをしていましたね。要するに5筆までということではなくて1枚で200円という考えですね。わかりました。了解いたしました。私は委員ではないので、後は反対するか賛成するか、採決させていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時 会議

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（原田剛君） 1点だけ質問させてください。郵便等による送付を求める場合の手数料金額、1件につき300円ということですが、今まで取ってなかったということで「えっ」という感じだったのですが、この300円ですが、他の自治体においてはこの倍ぐらい取るようなところもあるのですが、この300円の根拠というのを聞かせていただければと思いますので、お願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 実はこの郵送分につきましては、17年の改正の時点のときにも、郵送での請求は検討していく必要があるのではないかと指摘もいただいております。したがって、この17年の改正のときにつきましては様子を見させていたどうかということとございました。

それから、他市の状況でございますが、隣の羽村市では現在郵送分については400円、他市では300円のところが多いわけでございます。それからコスト的にはやはり郵便局へ行って小為替で換金したりする手間等ございまして、通常の窓口での発行のコストより倍程度はかかっているというような状況でございます。

なお、最近ほとんどの請求が、いわゆる先ほど申し上げましたとおり金融機関関係の債権、債務に絡むものでございました。それからもう一つは、昔はこういったことがなく、ほとんど弁護士さんあたりの請求で少なかったわけとございまして、最近になりまして債権債務の郵送による請求が多くなったということとございまして。

○6番（原田剛君） 御答弁ありがとうございます。これが適正なのかなということとございまして、あとはもう委員の方に委託したいと思っておりますので、お願いしま

す。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第3、議案第77号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第77号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

例規集は1207ページでございます。

本条例の提案理由でございますが、学校給食センター運営審議会の委員にかかる規定を整備することにより、PTAを代表する方の中から幅広く審議会委員の選出ができますことから、条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

第3条第2項第2号中の市立小中学校「PTA会長」を市立小中学校「PTAの代表者」に改めようとするものでございます。

なお、附則でございますが、本条例は交付の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） これは、PTA会長をPTAの代表者に改めるということは、会長だとまずい何かがあるのですか。それとも審議会等に会長が欠席されるような場合に何らかの形に、代理を指名するような形の人にしたいのか、今の次長のお話ですと、幅広くPTAからの代表というお話ですと、ちょっとまたPTA会長等のニュアンスが変わってくるのだけれども、その辺のところをお聞かせいただきたい。

ずっと長いことこの給食センター運営審議会というのはやっていて、私も何年か経験しているけれども、やはり小中学校の校長とPTA会長とが学校の事情等もよく一番知っていて、それぞれ保護者の代表として、また学校の運営の代表として審議していくものと理解しているのだけれども、この代表者に変えた、改める理由をもう一度お願いできませんでしょうか。

○教育次長（宮田満君） PTA会長を代表の者に変える理由でございますが、食育基本法が平成17年に施行されまして、その条文等に「心身の健康を増進する健全な食生活を実施するために、ちょっと省きますが、学校等を中心に国民運動として食育

の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題である」このようなことが趣旨にありまして、また20条では学校、保育所等における食育の推進という項目がございます。ちょっと省略して読まさせていただきますが、「地方公共団体は、学校は地域の特色を生かした学校給食等の実施、またこの知識の啓発、その他必要な施策を講ずるものとする」このような新たな法律もできまして、広く学校給食に関しまして啓発、その他必要な施策を講ずるもの、こんなものもでございます。

また、その他法律の改正等がございまして、保護者の代表をこういった教育委員を初め教育施策の中に入れていただき、広く御意見をいただく、こういったこともございました。

また、PTAの会長を代表者にするという直接なことでございますけれども、PTAの会長さんでももちろん直接的な支障はないわけでございますが、広くPTAの代表の方の中から食育、給食に関心のある方を委員にお迎えすることによりまして幅広い御論議をいただきたい、このようなことが今回の改正の大きな理由でございます。

○14番（青海俊伯君） 詳細は委員会の方にお任せしますが、答弁いただいたらちょっとなおさらわからなくなったので、給食センター運営審議会条例でしょう。これの第2条に「審議会は次に掲げる事項を調査、審議する」ということで、学校給食法に定める学校給食費の保護者負担に関する事、給食費の予算及び決算に関する事、衛生管理に関する事、そして教育委員会の諮問に応じて意見を述べる事、その他センター運営の基本方針について意見を述べる事と、こうなっております、その中で小中学校の校長、PTA会長、保健所の職員の方と、こうなっているわけですよ。

確かに食育基本法、食育という立場で大きくとらまえると、そういうものが出てくるので、出てくることになると思うのだけれども、それであれば、そもそもこの給食センター運営審議会の調査審議をする第2条自身を変えて、その食育に関する事云々かんぬんとうたった上でやるのが筋ではないかと。なぜそういうことを言うかという、学校給食費の保護者負担に関する事を審議するのは、やはりPTAの保護者の代表というのはPTA会長ですよ。間借りなりに推薦なり何なりされて、PTAの会長としてやっているわけだから、食育に関心をもたれている方、見識をもたれている方もそうだろうけれども、この学校給食費というのは私会計ではないですか。その中で保護者負担に関する事を決めるわけだから、ということになれば、PTAの代表としての、保護者の代表としての人でないと、私は逆にいけないのではないかと思っているのです——と思うのだけれども、その辺の見解を教えてください。それで、この場ではそのぐらいにしておきますから。

○教育長（宮城眞一君） 若干説明が足りませんで申しわけございません。

教育基本法の改正以後、教育3法の改正がされました。その中では地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正をされておりまして、その中に教育委員の選任に当たりましての条項につきましては、保護者の代表を選任をするというのが義務規定になりまして、来年の4月からはこれが義務規定ということに相なります。

教育委員は審議会に対して教育委員会として諮問をする立場にありまして、同時に今時はその教育委員がたまたまPTAの会長といったような職務にあたりいたしま

すと、同時に今度は自分が答申をするという立場にもなりかねないという、そういう事態も発生をいたしますので、先ほど次長の方から申し上げているような事項なども踏まえながら今回の条例改正をさせていただくと、次年度の4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行ということ踏まえまして、そういう対応が必要であろうと、こういうようなことから今回特に改正をお願いを申し上げていると、こういうことでございます。

○14番(青海俊伯君) そうしますと、今の教育長のお話ですと、今回もPTAの、保護者の代表の方が教育委員になられたということもございますよね。諮問する立場にもなる、また審議する立場にもなるということになるという話であれば、そういう特例みたいなものではないですか、言ってしまえば。

であれば、付帯事項の中であえてPTA会長をPTAの代表者に変えなくても、付帯事項として「教育委員に任命された場合には」とか「PTA会長が指名する代理の者をする」とかとして全くおかしくないわけであって、言うのは保護者、保護者負担になる給食費の審議をするところにPTAの会長を除いてPTAの代表というのは、どんな人が責任を持てるのということですよ——ということをお聞きしたいので、それは同じ会派に委員がいますから、委員会の方でしっかりと質問させますので、しっかりと御答弁いただけるように準備しておいてください。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長(原島貞夫君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第4、議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、本日は国保事業と介護事業の保険料について、大変わかりづらいところがございますので、あらかじめお手元に御配付の本会議資料に基づきまして過去の経緯、また現状等の説明をさせていただきます。その後に改正条例の内容について御説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。(本会議資料参照)

本会議資料でございますが、資料の1ページ、2ページにつきましては改正条例の新旧対照表でございます。

恐れ入りますが、資料の3ページをお開きをお願いいたします。

上の段が介護分税率の推移でございます。下の段は医療分税率の推移でございます。国民健康保険の医療分のほかに介護分が制度上ございまして、第2号被保険者につき

まして、国保税と一緒に徴収をするということになっております。

まず、今回介護分の税率の推移につきましてでございますが、平成12年度から国保税と合わせまして徴収しております介護保険料は、40歳から64歳までの介護保険の第2号被保険者が対象でございます。

賦課方式につきましては、4方式をとっておりまして、所得割額は平成13年度及び平成19年度の改正でございました。次の資産割は改定がございません。次の均等割につきましては、平成13年度及び19年度の改正でございます。平等割額につきましては改定がございませんでした。

このような状況となっております、一方、65歳以上の第1号被保険者の見直し改定は、平成12年度から14年度が第1期、平成15年度から17年度が第2期、平成18年度から20年度までが第3期となっております、それぞれ過去3回の見直し改定が行われてまいりました。

本来であればこの第1号被保険者の見直しに合わせて、国保税から合わせて徴収しております第2号被保険者の介護保険料についてはその都度見直しを行わなければならなかったところでございます。

次に、今後の賦課方式でございますが、平成20年度からは4方式から2方式といたしまして、資産割と平等割を外してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、資料の5ページをお開き願います。

保険料の料率等でございますが、右側の介護分を見ていただきますと、資産割は福生市を含めまして5市となっております。また平等割は8市となっております。近隣の羽村市におきましては昨年から2方式を採用しております。また区部におきましてはすべて2方式となっております。今後他の市におきましても近く2方式としていくようでございます。

この賦課方式は、本来所得割及び均等割によるものが妥当であると東京都でも指導を行っておりまして、厚生労働省におきましては近い将来、国民健康保険税につきましても後期高齢者医療制度と同じく2方式を採用し、さらには国保事業を再編統合し、広域的に実施していくとの考えがあるようでございます。

次に、恐縮でございますが、戻りまして資料の4ページをお開き願います。

介護給付費納付金の財源内訳でございますが、平成18年度を見ていただきますと、左の介護給付費納付金、①の平成18年度の介護事業に使われる財源でございます、3億8670万円の歳出となっております。次に右から3列目、公費分Bでございますが、1億9340万円でございます、介護事業費である介護給付費納付金の①の50%となっております。次に、左から3列目の介護保険料調定額Aでございますが、調定額では約1億2600万円でございますが、これは納付金分の32.6%でありまして、本来ここが約1億9000万円近くとしなければいけないわけでございます、右端の18年度の不足額でございます約6700万円となっております。

この原因といたしましては、第1号被保険者の改定、見直しにもかかわらず、この第2号被保険者の介護分、介護保険料をその都度改定してこなかったところでございまして、市といたしましても大変申しわけなく思っているところでございます。

こういったことから、20年度に向けまして平成19年度を試算いたしますと、不足額が約3900万円から4000万円見込んだところでございます。本来の介護事業の基本ルールでは、保険料で50%、公費分で50%の介護事業運営とならなければいけないこととなっているところでございます。したがって、国保税、あるいは繰入金等で補てんすることはルール違反となっております。

こういったことから、平成19年度から介護分の改定をお願いをいたしまして、平成20年度におきましても改定をお願い申し上げ、基本ルールに近づけて仕分けをしてまいりたいというふうに考えております。

また、年度途中の試算であり、今後19年度決算等を迎えるに当たり若干の金額の増減があるかと思いますが、どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、提案理由でございますが、高齢化社会の進展に伴いまして社会保障の給付等が大きく増加しており、今後もさらに増大が見込まれてまいります。このような中で、医療制度改革が行われ、平成20年4月からは新たに75歳以上の方及び65歳以上74歳未満で一定の障害のある方に対する独立した後期高齢者制度も始まってまいります。

このような中で、国民健康保険事業運営につきましては、平成18年度決算におきましても一般会計からの多額な繰入金、また繰上充用による財政措置を余儀なくする結果となり、大変厳しい状況にあります。本年も平成20年度に向けまして国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、昨年に引き続き医療分等からの負担している介護納付金分については、早く適正な状態に戻していくとの答申をいただいているところでございます。

こういったことを含めまして、昨年に引き続き国民健康保険税と合わせて徴収を行っております介護保険第2号被保険者の介護保険分を改定させていただきまして、介護保険第1号被保険者の保険料との格差を解消して、国保事業の健全財政を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、福生市の介護分の賦課方式でございますが、先ほど申し上げましたが、現在所得割、資産割、均等割及び世帯別平等割の4方式でございますが、資産割、平等割を外しまして所得割及び均等割の2方式を採用してまいりたいと考えております。

なお、医療分の改定につきましては、後期高齢者医療制度の導入、あるいはさまざまな社会状況から据え置きとさせていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明を申し上げます。

例規集は1870ページから1873ページでございます。

また、お手元に御配付の改正条例の新旧対照表1ページ、2ページを御参照いただきたいと思っております。改正箇所はアンダーラインの部分で、備考欄につきましては改正の趣旨となっております。

まず、第2条課税額の第3項中「資産割額並びに」と「及び世帯別平等割額」を削除し、賦課方式を所得割額及び均等割額の2方式の合計額とするものでございます。

次に、第7条中所得割額の課税率を「100分の1.00」を「100分の1.30」に改めようとするものでございます。

次の第8条につきましては、資産割を廃止させていただきますことから、削除いたしますのでございます。

次の第9条は介護納付金課税被保険者にかかわる被保険者均等割額で、現行課税被保険者1人について「9200円」を「1万1000円」に改定をお願いをしようとするものでございます。

次の10条につきましても、平等割額を廃止することから削除させていただくものでございます。

次に、第14条の国民健康保険税の減額規定でございますが、「一に」を「いずれか」に改め、「及びエ」を削り、文言整備をいたそうとするものでございます。

次のウの被保険者均等割額の減額割合、6割となっておりますので、現行「5520円」を「6600円」に改定させていただくものでございます。

次に、同号エの世帯別平等割額につきましては、削除となっております。

次に、第2号ウにつきましては、均等割額の減額割合4割となっておりますので、現行「3680円」を「4400円」といたそうとするもので、同号エの世帯別平等割額につきましては削除させていただくものでございます。

なお、例規集でございますが、1873ページの軽減額でございますが、これにつきましては6月定例会の改正でありましたことから、例規集での記載に間に合いませんでしたので、御理解をいただきたいと思っております。

この改定によりまして介護納付費納付金の不足分の解消に近づけ、国保事業の健全財政に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成20年4月1日とするものでございます。

次に、経過措置でございますが、改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度から適用し、平成19年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げますして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第5、議案第79号、福生市役所庁舎駐車場条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第79号、福生市役

所庁舎駐車場条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

新庁舎では、地下に収容台数76台の駐車場を新たに設置することから、管理及び運用について必要な事項を定めようとするものでございます。

この地下駐車場は、市役所に用務のために来庁する方の専用駐車場でございますが、来庁者の駐車を妨げず、市の業務運営に支障を生じないと認めるときは来庁者以外の駐車を認めようとするものでございます。

また、駐車場の利用方法でございますが、地下の駐車場入り口部分に遮断機、発券機等を設置しまして、入場の際に駐車券を取り、出場の際に駐車券にて清算していただくようとするものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明させていただきます。

第1条は趣旨で、福生市役所庁舎駐車場の管理及び運用について必要なことを定めるものとしております。

第2条は、名称を福生市役所庁舎駐車場、位置は福生市本町5番地とするものでございます。

第3条は開場日及び開場時間で、開場日を1月4日から12月28日までとしまして、市長が特に認めたときは開場の日の変更や休止することができる旨を定めております。また開場時間は市規則で定めようとするものでございますが、午前8時から午後10時まで利用できるように考えております。

第4条は、第1項で来庁者の駐車を、第2項では来庁者の駐車を妨げないときには来庁者以外の駐車を認めようとするものでございます。

第5条は駐車できる自動車を指定しており、駐車可能な普通車の最大の大きさ、小型自動車、軽自動車を指定しております。

第6条は使用料の額等で、使用料は別表で定めるものでございます。

第7条は使用料の免除で、特別な理由があると認めたときは免除しようとするものでございます。

第8条は使用料の還付で、使用料は還付しないが、市長が特別の理由があると認めたときは還付することができる旨を定めようとするものでございます。

第9条は使用の制限で、危険物を積載しているときや、施設または付属物を損傷するおそれがある場合等には駐車場を使用させないことを定めようとするものでございます。

第10条は禁止行為で、他の自動車の駐車を妨げることや、施設駐車中の自動車を棄損し、または棄損するおそれがある行為をすること、みだりに火気を使用すること、長期間放置することなどを禁止しております。

第2項では、禁止行為に該当すると認めるときは当該自動車の撤去の求めや、排除する旨を定めております。

第11条は損害賠償の義務で、施設、または付属物に損害を与えたときの損害の賠償を定めております。

第12条は免責で、駐車場使用者が起こした事故について市は賠償の責任を負わな

い旨を明確にしております。

第13条は委任で、必要な事項は市規則で定めるとしております。

附則といたしまして、施行日は市規則で定めようとするものでございます。

最後になります。別表は使用料を定めております。恐れ入りますが、本会議資料、福生市役所庁舎駐車場使用例をごらんください。

まず、来庁者でございます。入場の際に発券機より駐車券の交付を受け、用務が終了後、用務先で駐車券に打刻を受けていただき、出口で精算機に駐車券を挿入し、打刻から30分以内であればそのまま出場となります。ただし、打刻から30分を超える場合には、最初の1時間までは300円、その後は30分ごとに150円を支払っていただくこととなります。

次に、資料の右側、破線で囲まれた部分でございます。こちらは来庁者以外の方でございます。来庁者と同様に入場の際に駐車券の発行を受け、30分以内の利用であれば無料、30分を超えた場合は最初の1時間までは300円、その後は30分ごとに150円を支払っていただくものでございます。

入場時間から30分以内は無料にする考え方でございますが、これは間違えて入場した場合や、トイレの利用等の簡易な用目についての利用を想定したものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○11番（奥富喜一君） 夜間活用、10時までというふうなたしか聞いたけれども、買い物とかの便宜とか、そういうことはいいのだけれども、夜間も料金を取ったならばそれなりに使わせてもいいのではないかと思うのだけれども、なぜそうしたのか聞かせていただきたい。

○総務部長（田辺恒久君） これにつきましては、駐車場の出入り口が民家に近いということで、騒音等の問題もございますので、勤務時間というか、営業時間が普通は8時、水曜日は8時までですね。会議等については大体7時ごろから行われる会議がかなり多くて、2時間程度で終わると、遅くとも9時半ごろには終わるという形で、10時ごろまでには出ていただけるのではないかという形で、10時までという考え方でございます。

ですから夜間の、それ以降にその駐車場の出入り口を使うことについては、近隣住民の迷惑がかかりますので、そういう考え方で10時までといたしました。

○4番（乙津豊彦君） この加金のシステムですけれども、用務が終了してから市役所以外の買い物等に使った場合有料になるような考えですが、用務の前に買い物等をした場合というのは何かかかるのでしょうか。朝例えば入れてしまって、どこかへ行ってきて、それで住民票をもらって出るということは窓口か何かでチェックするのでしょうか。

○総務部長（田辺恒久君） 市民は市役所の駐車場については市の用務のためにお越

しいたでいるという考え方でございまして、買い物についてはまた買い物のところにいろいろな駐車場があるわけですから、それを利用していただきたいと考えていますので、市役所に来て用務をされる方は市の用務という形で来られるという考え方でございます。

○4番（乙津豊彦君） 趣旨はわかるのですけれども、先か後かの話で、なぜ前に買い物をした場合には無料になってしまうのかというのがよくわからない。

○総務部長（田辺恒久君） あくまでも用務に来られたか方を想定していますので、用務の終わった後の時間について料金をいただくということで、それ以前には、もし来られるならばその時点で打刻というか、料金を清算していただくのを期待しているところでございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第80号、東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第80号、東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

提案理由でございますが、本議案は東京都による多摩地区水道経営改善基本計画の実施に伴いまして、福生市が受託しております東京都水道事業の事務を廃止することになり、またこのことに伴い市の公共下水道使用料の徴収業務の一部を東京都に委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づき提案するものでございます。

議案の内容について説明させていただきます。資料の1では、東京都水道事業の受託事務の廃止を定めておりまして、(1)では廃止年月日を平成20年3月31日と定め、(2)におきましては受託事務の廃止に伴う経過措置といたしまして施設管理業務、管理系業務、いわゆる小規模な水道施設の建設改良工事に関する事務などにつきましては、平成22年3月31日まで福生市が行うものとして定めております。

次に、福生市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約でございますが、第1条は委託事務の範囲、第2条では管理及び執行の方法、第3条では経費の負担、第4条では下水道使用料の帰属について、第5条、第6条では収入、支出の経理及び清算方法、第7条、第8条では相互の条例及び施行規則等の改正の際には相互に通知すること、第9条では徴収事務に関する実施細目等を締結することを明記したものでございます。

この事務委託は、現在福生市下水道管理者の市長と水道管理者の市長で協定を締結

して事務を執行しておりますが、これを平成20年4月1日からは自治体間になることから、地方自治法に基づきまして今回提案させていただいたものでございます。その内容が東京都と福生市で下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約でございます。東京都に委託をして事務を執行することにより、これによりまして徴収事務委託料に大きな変化はございません。

附則でございますが、本規約の有効期間を定めたもので、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとなっておりますが、期間満了の日までに双方に特段の意思表示がない場合は継続することを規定しております。

なお、東京都におきましても同一内容の議案を都議会12月定例会で審議予定となっております。

なお、議案第80号につきましては、福生市の水道事業において大きな節目となりますことから、福生市の水道事業につきまして若干の経過等を御報告させていただきたいと思っております。

福生市の水道事業は、昭和27年に簡易水道事業として発足し、昭和29年8月には第一浄水場が完成し、本町地区や牛浜地区の一部274戸へ給水が開始されました。以来、町から市への発展とともに事業が拡大し、浄水場の整備、配水管の延伸等事業の拡張が続きまして、昭和48年ごろには福生市を初め多摩地区の急激な人口増に伴い水源不足や水道料金の自治体格差が出てきたことなどから、市長会で東京都に対し安定給水を図る上で都営一元化の要望が出されました。

その後、協議が積み重ねられ、合意に達しました後、昭和48年以降準備が整った自治体から順次都営水道への統合が始まりまして、福生市においても昭和50年2月に東京都へ統合されたわけでございます。そして逆委託方式となり、東京都から受託水道事業として事業運営を任せられ、進め、安定給水を実施してまいりました。

その後、10数年が経過し、東京都では21世紀にふさわしい多摩地区の水道事業を構築することを目的として、平成15年3月に多摩地区水道経営改善基本計画を策定し、各自治体の事務委託を解消し、多摩地区全体を一つの生活圏としてとらえ、情報技術を活用し、お客様の利便性を重視したサービス向上を図り、安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、効果的事業運営を目指して平成15年から10年間で計画的に事務委託を解消する方向が出されてまいりました。

福生市でもこの間、一般質問を初め議会への数回の移行説明をさせていただきまして、御理解をいただいた後、本年東京都との間で平成20年3月31日をもって事務委託を廃止することを内容とする基本協定締結の調印が都庁水道局長室において平成19年8月16日に東京都水道局長と福生市長でとり行われました。

簡易水道事業発足から約55年、東京都への一元化から約33年、市民の御理解と多くの先輩の方々のたゆめみない努力と、節目節目での議会の議決、進むべき道しるべとしての指導、助言等により今日を迎えることができました。

以上、議案第80号の説明と、水道事業のこれまでの経過報告とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番（高橋章夫君） まだ少し先のこともかもしれませんけれども、災害時のときに、東京都に移管されたことによって、例えば昭島市とか隣の羽村市とか、水道の本管が多少接続されて、災害時のそういうときには使えるようになるのかどうかというのをお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 災害時でございますが、現在羽村市と昭島市は単独水道でございますので、接続はされておりませんが、明神下公園と、それから現在の水道事務所に災害時の給水が確保してございますので、日数にしますと50何日かだと思っておりますが、1カ月以上の、市民1日当たり1日計算でいきまして1カ月以上の給水がございまして、その間に何とか回復するという見込みを考えれば十分可能かなということと、それから17年度をもちまして市内の配水管のループ化が終了いたしましたので、東京都の震災の想定数でいきますと20数%が断水をするということですが、一部断水しましても止めまして、ループ化されておりますので、その部分の給水は意外と早く給水が改善されるのではないかと、こういうことでございますが、災害の明神下の公園と水道事務所の臨時の配水池を利用すれば何とか震災時にも対応できるのではないかと、このように思っております。

○11番（奥富喜一君） 市民に対する影響なのですけれども、不利益になるような影響、例えば納付期限を過ぎてしまっていて問い合わせをしたいとかいったときに、今までと変わるのでしょうか。それから何か具体的にそういったところの変更の考えられるところをちょっと教えていただきたい。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 変わるところといたしますと、平成20年4月1日から第1段階といたしまして水道料金徴収事務が6名移管になりまして、多摩水道改革本部で執行することになるわけですが、そちらに多摩水道総合センターサービスステーションと、こういうところが設置されまして、大きなメリットといたしましては、管内であれば転出市町、それから転入市町、三多摩であれば今まで転出するときに1回、転入するときに1回手続きを行っておりましたが、それを1度、1回で受付を終わらせて、あわせて口座振替している方は継続手続も行えると、こういうような形でワンストップサービスが実現すると。

それから、土・日、祝日の料金の中止清算、あるいは今まで、検針用携帯パソコンを今度は導入いたしまして、検針時の情報が使用水量のみでございましたものが使用料金の明示、口座振替予定日を印字し、情報提供の多様なサービスが実施されると、こういうようなことでメリットもあるわけですが、厳しくなるのは、未納者に対しまして今まで以上に厳しさが増してくるのではないかなと、こんなふうに思っております。それについては4月以降、集金担当の業務係が移行しますので、経過処置として水道事務所でも対応できるような形をいたしますが、コールセンターの方に電話がいきまして、そちらでの的確な指示がなされると、このように思っておりますし、通常の業務では問題はないのかなと、こんなふうに思っております。現在移行に向けて多摩水道改革本部とスムーズな移行と市民サービスの、迷惑のかか

らないように現在事務の引き継ぎを含めまして、来年の3月まで継続的にスムーズな移行に向けて進めているところでございます。

○11番（奥富喜一君） 一つそれはわかりました。それで22年以降は小規模な水道施設の建設改良工事に関する事務なんかも移管されてしまうということで、そういった小規模な、なんかちょっと手続きをしたいときにはこのセンターに直接いってとか、そういう形で、電話で済むのであればそれほど問題はないのでしょうか。一々行くとなると遠いと、そういう問題は発生するのか。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 以前ちょっと聞いたことがあるのですが、どれが小規模なのかといいますと、福生市でやっているのはもう全部小規模だと、こういうような東京都の職員の発言を聞いたことがあるのですが、22年以降全部移管されるまでの間に福生市近辺、福生市になるのか、あきる野市になるのか、この近辺の中でセンターができるやに聞いておりますので、さらにサービスがきめ細かくできるような対応も引き続き調整をして、多摩全域で12カ所そういったものができるというふうに聞いておりますので、細かい要望を含めまして、今後多摩水道改革本部に要請をしていきたいと、このように思っております。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第7、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出が関連しているものが多くなってきておりますが、歳入の主なものといたしましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金等の追加、それに福生保育園空調設備改良事業費、それと病後児保育室新設事業費及び福生保育園用地取得事業費の追加に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加、また福生南公園、多摩川中央公園災害復旧事業費に対する災害復旧費国庫補助金の追加、それと新庁舎建設事業債の減額などでございます。

また、歳出では総務費でカウンター備品等備品購入費の減に伴う新庁舎建設事業費の減額、それに民生費では設備の老朽化等に伴う福生保育園空調設備改良事業費の設計委託料等及び病後児保育室の実施に向けた病後児保育室新設事業費で設計委託料の追加並びに福生保育園の民営化に向けた用地取得事業費の追加、そのほか災害復旧費で南公園、多摩川中央公園災害復旧事業費の追加などでございます。

それでは、補正予算書に基づきその内容を説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きを願いたいと存じます。

まず、総則の歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれ373万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を229億3755万7000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算によることといたしております。

次の第2条の債務負担行為の補正及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど第2表の債務負担行為補正及び第3表の地方債補正でそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。まず、2ページの歳入でございますが、第8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金は、19年度の額が確定したことに伴う3352万5000円の追加でございます。国予算の増額などに伴う追加でございます。この追加によりまして今年度の基地交付金の合計額は14億4073万5000円となるものでございまして、前年度比6109万9000円、4.4%の増額でございます。

次に、第14款国庫支出金の第2項国庫補助金は1億1783万3000円の追加でございます。内容でございますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金が福生保育園空調設備改良事業費、病後児保育室新設事業費及び福生保育園用地取得事業費の追加に伴い9450万円の追加、また災害復旧費国庫補助金で、台風9号の被害に伴う福生南公園、多摩川中央公園災害復旧事業費に対し2333万3000円の追加でございます。

次に、第15款都支出金は1121万7000円の追加でございます。このうち第2項都補助金は1418万9000円の追加で、都制度の変更に伴う障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金から精神障害者社会復帰施設運営費等補助金への移行、また障害者自立支援対策臨時特例事業交付金が障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置として障害者、事業者等を支援するため創設された障害者自立支援対策臨時特例事業の実施に伴う追加、それと子ども家庭支援センター事業補助金が子ども家庭支援センターの先駆型への移行に伴う追加、また認証保育所開設準備補助金が市内保育室ありんこ保育所の認証保育所への移行に伴う追加でございます。

第3項の委託金は、事務の時間短縮等による職員手当等の減額に伴う参議院議員選挙費委託金297万2000円の減額によるものでございます。

次の第17款寄附金は、新庁舎平和関連環境整備寄附金で、世界連邦運動協会福生支部からの335万5000円の追加でございます。新庁舎への平和をイメージする環境整備のための寄附金でございます。

第21款市債は、新庁舎建設事業債が新庁舎建設事業費のカウンター備品等備品購入費の減額に伴う1億6220万円の減額でございます。

なお、今回の市債の減額に伴いまして今年度の新庁舎建設事業債はゼロとなっております。

以上が歳入の補正内容でございまして、補正額の合計といたしましては373万円の追加でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明申し上げます。

まず、第2款総務費は1億6321万9000円の減額でございます。

このうち第1項総務管理費の主なものとしたしましては、庁舎建設基金積立金が新庁舎平和関連環境整備費寄附金と同額の335万5000円の追加、それに新庁舎建設事業費がカウンター備品等備品購入費の減に伴い新庁舎建設事業債と同額の1億6220万円の減額でございます。

なお、今回の減額補正は市債相当額の減額でございますが、その他の歳出経費につきましては今後全般にわたり精査する予定でございます。

次の第4項選挙費は、参議院議員選挙費の事務の時間短縮等に伴う職員手当等の減額でございます。

続きまして、第3款民生費は1億4189万4000円の追加でございます。このうち第1項の社会福祉費は福祉改革推進事業都補助金返還金、それと介護給付費事業国庫負担金返還金及び介護給付費都負担金返還金並びに訓練等給付費国庫負担金返還金、それに訓練等給付費都負担金返還金がいずれも18年度の額の確定に伴う追加、また障害者自立支援対策臨時特例事業費が障害者自立支援法施行に伴う激変緩和措置として障害者、事業者等を支援するための経費として障害者の送迎サービスを実施している事業者に対する通所サービス利用促進事業補助金の追加でございます。

次に、第2項児童福祉費は1億2575万2000円の追加でございます。民間保育所障害児加算補助金が対象者見込みの増に伴う追加、それと子ども家庭支援センター事業費で先駆型への移行に伴い児童虐待等のおそれがある家庭等を対象とした育児支援家庭訪問事業委託料の追加、それと認証保育所開設準備補助金で市内保育室のありんこ保育所の認証保育所への移行に伴う追加、また市立保育園費で福生保育園空調設備改良事業費で設備の老朽化等に伴う設計委託料等の追加、それに病後児保育室新設事業費で設計委託料の追加、また福生保育園用地取得事業費として21年4月の民営化に向けた用地買収費等1億19万円の追加でございます。

なお、用地買収費はこのうち1億15万3000円でございますが、仮鑑定価格の50%減での計上で、来年の1月に開催予定の東京都の財産運用委員会で公共減額の率等が決定をされる予定でございます。

次に、第4款衛生費は3050万7000円の減額でございます。

第1項の保健衛生費はPCB処理委託料の減額でございます。これは委託を予定していたPCB廃棄物処理会社の処理施設が施設の故障等により長期間停止していたことに伴う処理の遅れによるものでございます。

また、第2項の清掃費は西多摩衛生組合負担金2112万9000円の減額で、ごみ搬入量の減などに伴うものでございます。

第13款予備費は財源調整による2056万2000円の追加でございます。

第14款災害復旧費は新たに管を設けたものでございまして、台風9号の被害に伴う福生南公園、多摩川中央公園災害復旧事業費3500万円の追加でございまして、土砂の搬出、ごみの撤去等に伴うものでございます。

以上が一般会計の補正内容でございまして、補正額の合計373万円の追加により総額を229億3755万7000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次のページ、4、5ページをお願いをいたします。

第2表の債務負担行為補正につきまして説明を申し上げます。

まず、追加につきましては青少年海外派遣委託平成20年度分でございまして、期間を19年度から20年度として、限度額を720万円といたそうとするものでございます。これは平成20年度の青少年海外派遣事業について19年度中に委託業者を決定し、事業の準備を進めようとするに伴うものでございます。

次の変更につきましては、容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託平成20年度分でございまして、契約差金に伴う契約単価の減によるもので、限度額を2131万5000円から1522万5000円に変更いたそうとするものでございます。

続きまして、第3表地方債補正につきまして説明を申し上げます。

今回の地方債補正につきましては変更でございまして、歳入の市債のところでも説明をさせていただきましたが、新庁舎建設事業債の減額でございまして、新庁舎建設事業債は、新庁舎建設事業費のカウンター備品等備品購入費の減額に伴い全額の1億6220万円を減額いたしまして、今年度の限度額をゼロに変更いたそうとするものでございます。

以上、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 21ページの関係で民生費、市立保育園の関係で病後児保育がおかげさまでここで実現をするわけでございますけれども、一番ネックとなっておりますのが土地の問題でございまして―――ですよね。それでここで東京都の土地を買い上げるわけでございますが、これの敷地面積だとか、評価した単価がどのぐらいになっているか、先ほど50%と言ったのだけれども、東京都、一般に評価してどのぐらいにまけてくれるのか、田村方式でいくと五分五分だけれども、これがどうなってくるのか、その辺、50というのだから50なのだろうけれども、そこの説明をしていただきたいのと、国庫補助がこの部分、土地代では9000万円が該当するのかな。これの根拠をちょっと説明してもらいますか。

それともう1点、次のページの23ページ的环境保全費の中の公害対策費、PCBの処理委託料が前年に引き続きまたここで全額減額補正なのですが、決算のときにも質問をいたしました。しかしながら、処理するところが全然正常に動いていなくてできない。見通しが立っていなかったというお答えをいただいたと思うのですが、これ

は次年度にはこのまま計上するのかわからないのか、その辺の見解をお願いします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、21ページの病後児保育室の新設事業費の関係で何点か御質問いただいておりますので、お答え申し上げます。

まず、この福生保育園の土地の面積でございますけれども、949.31平方メートルというふうになってございます。

それから、今回算出をいたしました平米単価でございますけれども、1平米メートル当たり21万1000円という仮鑑定をしたところでございます。

それから、歳入の方でございますけれども、一応防衛の9条というふうな形で、9割ほどを見込んでの計上ということでございますので、よろしく願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 23ページ、PCBの関係でございますけれども、会社が設立されまして、事故等によりまして長期間営業が停止されていたわけでございますけれども、現在は施設が稼働している状況でございます。しかしながら、当分の間、低い稼働率ということでございまして、福生市の分につきましては19年度は困難だということで、今回は減額補正をお願いしているところでございます。

現在の通知では、福生市分につきましてはコンデンサー10台、安定機が79台ございまして、この処理を予定しているところでございますけれども、21年度に安定機39台、そして22年度に同じく安定機40台、そしてコンデンサーにつきましては21年度に10台の処理予定でございますので、よろしく願い申し上げます。

○20番（小野沢久君） 御答弁いただきました。町田部長の方の関係で、平米で21万1000円ということは、これは949平米だと幾らになるのか、ちょっと計算が今、それに対してだから五分五分なのかどうかということよ。田村方式か、田村方式は福生方式だから、よそは七・三とかと言って借りている方がえらいのだけれども、その辺のところの説明がちょっとほしかっただけのことなのです。ちょっとそこを説明していただきたいと思います。

それから、吉沢部長の方からPCBの関係で御答弁があって、要は21年と22年で全部処理するという、ですから20年度予算には計上がないということですね。わかりました。

○子ども家庭部長（町田正春君） 大変失礼をいたしました。土地の関係、先ほど申し上げました単価で、949.31平米掛けまして、全体が2億30万4000円という形になります。公共減額の率といたしましては、5割を見込んでおりまして、したがいまして、1億15万3000円という形でございます。

○20番（小野沢久君） 結構です。

○6番（原田剛君） 1点、すみません。25ページ、西多摩衛生組合負担金というところですが、この間西多摩衛生組合議会がありまして、それによりまして、説明資料によりまして負担金が減ったということであって、その額が2074万3000円ということではなかったのですが、この辺の金額差というか、どこかに何かあるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。お願いします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 西多摩衛生組合の負担金の減の関係でございますけれども、福生市の当初予算計上時に示された金額が11月か12月の時点でございま

した。それで予算計上してございます。正式的には西多摩衛生組合の議会というのが19年の2月に開催されまして、そこで正式な金額が決定しておりますので、その差ということで今回差異が出ているということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○6番(原田剛君) ありがとうございます。

○議長(原島貞夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、総務文教、建設環境、市民厚生  
の3常任委員会に付託いたします。

午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時15分 休憩

~~~~~

午後2時25分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第82号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第82号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、退職被保険者にかかわるもので、団塊の世代の退職が既に始まっており、歳入では社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者等にかかわる療養給付費等交付金の変更交付決定の通知による追加でございます。歳出におきましても退職被保険者の増加に伴う療養給付費及び高額療養費の追加をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の35ページをお開き願います。

補正予算(第3号)の総則でございますが、第1条歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9519万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7925万7000円と定めようとするもので、第2項は補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、補正予算書の36ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、1の歳入では、第3款第1項療養給付費等交付金は1億9519万5000円の追加をお願いするもので、退職被保険者にかかわる保険給付費等につきまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

以上、歳入合計で1億9519万5000円を追加し、歳入総額を58億7925

万7000円といたそうとするものでございます。

次に、37ページでございます。

2の歳出でございますが、第2款保険給付費第1項療養諸費は1億6262万9000円、第2項の高額療養費3256万6000円の追加をお願いするもので、歳入と同じく退職被保険者等の増加に伴いまして療養給付費の件数及び退職被保険者等の療養費の増加によるものでございまして、上半期の実績から今後も増加が見込まれることから通過させていただくものでございます。

以上、歳出合計で1億9519万5000円を追加し、歳出総額を58億7925万7000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第9、議案第83号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第83号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

今回の補正予算は、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還にかかる公営企業経営健全化計画に基づく繰上償還で、歳入では市債の追加、また歳出におきましては公債費の元金償還費の追加等をお願いしようとするものでございます。またあわせまして地方債の追加をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして御説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の53ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2064万6000円と定めようとするものでございます。

次に、第2項におきましては歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、後ほど第2表地方債補正のところの説明をさせていただきます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、第8款市債第1項市債は4億6540万円の追加で、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還にかかる公営企業健全化計画により、利率7.0%以上の財務省及び公営企業金融公庫資金にかかる一定の公営企業債について繰上償還が認められることになりました。

しかし、公営企業健全化計画を現在総務省で調整中でありまして、現時点では額の確定等をいたしてございませんことから、繰上償還が来年3月の償還日になっていることから、要件等の条件に合う総額を補正させていただいております。

なお、今回の繰上償還に伴う資金につきましては、民間資金からの借り入れを予定しております。

また、繰上償還額など確定いたしましたら議会に御報告させていただきます。

以上、歳入の補正額は4億6540万円の追加で、歳入総額25億2064万6000円といたそうとするものでございます。

55ページをごらんください。

歳出でございますが、第3款公債費第1項公債費は4億6558万1000円の追加でございます。内容につきましては先ほど歳入の市債のところで説明いたしました平成19年度公的資金補償金免除繰上償還のかかる公営企業健全化計画に伴う元金で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の元金償還費の追加をいたそうとするものでございます。

なお、今回の繰上げ償還に伴います利子等の清算につきましては、借換時期、借入利率など現段階では未確定でございますので、確定いたしましたら御報告させていただきたいと思っております。

次に、第4款の予備費は18万1000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は4億6540万円の追加で、歳出総額25億2064万6000円といたそうとするものでございます。

56、57ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正につきまして説明させていただきます。今回の地方債補正は変更でございますが、繰上償還に伴いまして民間からの資金の借り入れを予定しておりますので、公共下水道事業債における限度額を、9290万円を5億4720万円に、また流域下水道事業債においては限度額4520万円を5630万円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

なお、今回の繰上償還を実施した場合ですが、まだ確定しておりませんが、民間資金の借り入れで利率を3%で推計いたしますと、今後約7年間で約4390万円の減になると推計いたしております。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第10、議案第84号、防災行政無線施設改良工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(企画財政部長 野崎隆晴君登壇)

○企画財政部長(野崎隆晴君) 御指名をいただきまして、議案第84号、防災行政無線施設改良工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

まず、本議案の提案理由でございますが、現在の防災行政無線施設は昭和61年度に設置されて以来火災その他災害時の情報伝達、地震、風水害などの警報並びに行政一般にわたる広報機能としての役割を担ってまいりましたが、老朽化が著しく、また市内に高層建築物が増加し、放送による情報伝達に支障を来す状況となっておりますことから、施設を改良し、現行のアナログ方式からデジタル方式に改良いたそうとするものでございます。

この防災行政無線施設改良工事は、本年3月債務負担行為の議決をいただき、平成19年度から20年度にわたり施行をいたそうとするものでございまして、その予定価格が1億5000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の御同意をいただきたく提案を申し上げます。

それでは、本件の内容につきまして説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。1の契約の目的は、防災行政無線施設改良工事で、2の契約の方法につきましてはあらかじめ資格要件及び制限を定め事業者を募る制限付一般競争入札による契約でございます。

次に、3の契約の金額は1億6096万5000円でございます。この金額は消費税766万5000円を含んだ額でございます。

4の工期は、契約締結日の翌日から平成20年10月31日まででございます。5の契約の相手方は東京都品川区南品川三丁目6番21号、パナソニックSSエンジニアリング株式会社、中央社社長、黒谷斎でございます。

次に、議案書に添付しております次のページ、資料1、入札の経過を示す調書をお願いいたします。本件の入札経過等につきまして説明申し上げます。

本件の入札参加資格につきましては、福生市の建設工事等競争入札参加資格を有し、かつ電話通信の業種登録者のうち東京都内に本店、支店等を有するもので、建設業法に規定する経営事項審査における総合評点値が1000点以上、かつ資本金が1億円以上であることなどの資格要件を設けて入札を実施いたしました。

なお、対象となる登録者数は、通信設備製造メーカー7社を含む67社でございました。応募のあった入札参加者はメーカー3社を含む6社でございまして、うち3社

が入札前までに辞退し、1社が当日入札書により辞退いたしております。

なお、落札比率につきましては、入札予定価格に対し69.87%でございました。

次に、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、次のページの資料2をお願いいたします。

工事件名は、防災行政無線施設改良工事で、工事場所は福生市本町5番地ほかでございます。

施設改良の内容等は、現在のアナログ方式の固定系設備をデジタル方式に改良するものでございまして、親局設備につきましては、市役所から市内の各子局、視覚障害者宅の文字表示戸別受信機及び市内4カ所に設置予定の文字表示盤へ情報を伝達するための市役所内に設置する設備でございまして、無線送受信装置や情報の入力等を行うための操作卓、情報データの自動プログラム創出装置などでございます。

子局設備につきましては、市内に設置をいたします屋外拡声受信装置35台及び避難場所等の屋外拡声受信装置15台並びに文字表示盤4基でございまして。避難場所等の子局では情報を受信し、放送を行うほか、親局への通信が可能でございまして、文字表示盤につきましては市役所、福生駅東口及び西口、牛浜駅に設置いたす予定でございまして。

その他といたしましては、聴覚障害者用の自宅用受信機でございまして文字表示付戸別受信機50台の設置、子局組立鋼板柱設置工事等でございまして。

次に、恐れ入りますが、事前に配付をさせていただいております本会議資料をお願いいたします。(本会議資料参照)

1ページ目につきましては、固定系システム系統全体のイメージ図でございまして、左側に市役所の防災無線室がございまして、消防署などからの情報を防災無線室、または時間外の場合は当直室で受けますと、その情報を親局のアンテナから市内の屋外拡声子局50局及び聴覚障害者用の文字表示盤付戸別受信機、また市内に設置予定の文字表示盤に送信し、市民に情報を伝達する仕組みになっております。

次に、2ページの屋外子局一覧表をお願いいたします。市内の屋外子局は、表にございまして50カ所ございまして、1番の水道事務所から40番の加美平南公園までが既設の箇所でございます。41番の目白第二病院わきから50番の都立多摩工業高等学校までが新たに屋外子局の設置を予定している箇所でございます。また網かけの黒くなっている部分が避難場所等でございまして、情報の受信が可能な15カ所でございます。

次の3ページは屋外子局全体の位置図でございまして、白い丸の箇所が新たに施設を設置する10カ所でございます。

以上、議案第84号、防災行政無線施設改良工事請負契約の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案について御同意くださいますようお願いを申し上げますと説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第11、陳情第19-7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-7号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第12、陳情第19-8号、「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-8号については、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第13、陳情第19-9号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-9号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第14、陳情第19-10号、福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-10号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明8日から20日までの13日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、明8日から20日までの13日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月21日午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散会

陳情第 19-10 号

福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書

(陳情趣旨)

今、高齢者・障害者分野を中心に福祉施設では職員が定着せず、人材確保が極めて困難になっています。中央福祉人材センターの統計によると、都内における福祉分野の有効求人倍率は2003年度には0.62倍だったのに対し、昨年11月には、4.72倍に悪化しています。介護報酬などの切り下げや措置費・運営費の見通しの厳しさが大きく影響し、新聞では「官製ワーキングプア」と見出しが打たれ、テレビ番組でも都内の「介護の人材が逃げていく」実態が報道されています。賃金水準が低く、労働条件が厳しいために、人材確保がままならないのです。

昨年11月に東京都社会福祉協議会が民間社会福祉施設を対象に実施した現況調査でも、特別養護老人ホームの90%、知的障害者施設の59%が「職員の確保が困難」と答えるなど、危機に瀕しています。東京都福祉人材センターも「高齢分野の介護職において顕著ですが、保育士等の児童分野の人材不足も時間の問題ではないかと思える兆候がある」としています。さらに、福祉を支える人材は、メンタルシク（心の病）など病気休業者の増加、児童福祉施設の職員自身の子育て困難、施設によっては自費での感染症対策を余儀なくされるなど、抱える矛盾は膨らむばかりです。

8月に14年ぶりに改定された国の福祉人材確保指針が告示されました。審議委員の論議やパブリックコメントで寄せられた声が反映され、新指針では「労働環境の改善」が大きく打ち出されました。自治体の役割としても、福祉人材の給与等の水準把握、労働時間の短縮の推進などが掲げられています。この新指針を国や自治体、福祉関係者が力を合わせて実効あるものにしていく必要があります。

福祉人材の確保に当たっては、賃金・労働条件の向上と職員配置基準の見直しが必要です。福生市としての施策の充実を求めるものです。また、国や都に対しても施策の充実を求めてください。以下、陳情します。

(陳情項目)

- 1 福祉人材の確保が図られるよう、職員の賃金・労働条件の向上、職員配置基

準等の改善に向け、福生市として独自の施策を充実して下さるよう、福生市への働きかけをお願いいたします。

- 2 福祉人材の賃金・労働条件の向上、職員配置基準の改善がされるよう、国や都に対して意見書を上げて下さるようお願いいたします。

平成 19 年 11 月 27 日

陳情者代表

青梅市東青梅 5-22-2

全国福祉保育労働組合

東京地方本部西多摩支部

執行委員長 榎戸 菜穂子 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成19年12月7日第4回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                    |
|---------|-------------|-------------------------|
| 市民厚生委員会 | 陳情第19-10号   | 福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書 |

